

投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日 2025.2.28

JA TOPIXオープン

追加型投信/国内/株式/インデックス型

本書により行うJA TOPIXオープンの受益権の募集については、委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月27日に関東財務局長に提出しており、2025年2月28日にその効力が発生しております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牛窪 克彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

《目次》

	頁
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	3
第1 【ファンドの状況】	3
第2 【管理及び運営】	28
第3 【ファンドの経理状況】	36
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	93
第三部 【委託会社等の情報】	94
第1 【委託会社等の概況】	94

約款

本書は、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。本書を請求された場合には、投資信託説明書（交付目論見書）に加え、本書の内容をご確認のうえで注文いただきますようお願いいたします。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

JA TOPIXオープン
(以下「ファンド」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額[※]とします。

※ 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^(注)に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

(注) 委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

- ※ 「分配金再投資（累積投資）コース」^{（注）}により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。
- ※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。
（注）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。
- ※ 「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。
- ※ 「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、１口の整数倍とします。

（７）【申込期間】

2025年２月28日から2025年８月26日までとします。（継続申込期間）

※ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金[※]を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を經由して、受託者である農中信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※ 「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、配当込みT O P I Xの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

(当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。)

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信		内外	不動産投信
	その他資産()		
		資産複合	

追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル	日経225
		日本	
	年2回	北米	
債券 一般	年4回	欧州	TOPIX
		公債	
		社債	
		その他債券	
	年12回 (毎月)	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	(その他)
その他資産()		アフリカ	
資産複合()		中近東 (中東)	
資産配分固定型	(その他)	エマージング	
資産配分変型			

株式(一般)：大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

T O P I X：目論見書又は投資信託約款において、TOPIX（東証株価指数）に連動する運用成果を目指す旨の記載があること。

<信託金の限度額>

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および追加信託の限度額（約款第2条））

<ファンドの特色>

ファンドの目的

- ✓この投資信託は、配当込みTOPIXの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

ファンドの仕組み

当ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

当ファンドは、単独で株式市場へ直接投資を行います。



主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

配分方針

毎年5月25日(休業日の場合は翌営業日)に利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

1

配当込みTOPIXの動きに連動する投資成果を目指して運用を行うインデックスファンドです。

- 当ファンドは、配当込みTOPIXが上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、配当込みTOPIXが下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

たとえば、配当込みTOPIXが10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に配当込みTOPIXが10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

- 株価指数先物取引を利用することによって取引コストを軽減させつつ、配当込みTOPIXとの連動性をより高める運用を目指します。
- 当ファンドは、配当込みTOPIX(以下「対象指数」)との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
 - ・ 株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
 - ・ 株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
 - ・ 株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と対象指数との乖離による影響
 - ・ 対象指数との構成銘柄が異なることによる影響
 - ・ 株式配当金の受取による影響

2

株式の実質組入比率は高位に保ちますので、基準価額は大きく変動することもあります。

- 当ファンドの基準価額の動きを配当込みTOPIXの動きにできるだけ連動させるため、株式の実質組入比率は高位に保ちますので、基準価額は大きく変動することもあります。
- 実質組入比率とは、株式(現物)組入比率と株式先物比率を合計したものです。

東証株価指数(TOPIX)

TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

※TOPIXおよび「配当込みTOPIX」(以下「各指数」)の指数値および各指数に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

《TOPIXの特徴》

- ① TOPIXは、年金の国内株式運用等においてもベンチマーク*として数多く採用されています。
※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。
- ② 実際に流通している株式数を基に算出される浮動株指数です。

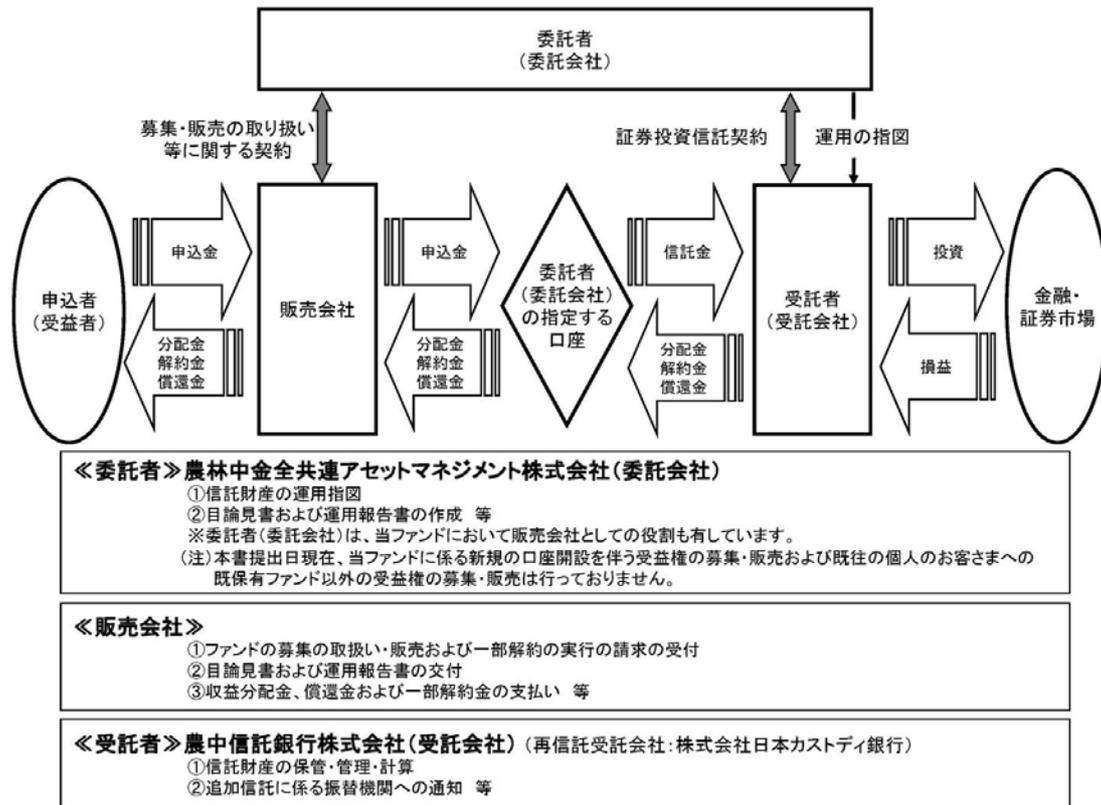
なお、新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

1998年6月25日	信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日
2000年11月15日	有価証券届出書の提出
2000年12月1日	継続申込の開始日
2007年1月4日	振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】



委託者 (委託会社) の概況 (2024年12月30日現在)

- ① 資本金の額
1,466百万円
- ② 沿革
1993年9月28日 農中投信株式会社設立
10月8日 証券投資信託委託業の免許取得
10月13日 営業開始
1996年8月20日 投資顧問業務の登録
9月30日 投資一任業務認可取得
10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更
2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更
2007年9月30日 金融商品取引業の登録

③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9,779	33.34

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫	66.66%
全国共済農業協同組合連合会	33.34%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）※

この投資信託は、配当込みT O P I Xの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

※ 「運用の基本方針」および「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b. 運用方法

① 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

(イ) 株式への投資にあたっては、原則として配当込みT O P I X（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の中から、300銘柄以上に分散投資を行います。

(ロ) 株式の組入比率は、高位を保ちますが、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(ハ) 対象指数に連動する投資成果を目指すため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超える場合があります。

(ニ) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸し付けを行うことができるものとします。この場合の貸付先は、次の第1号から第3号までの条件のうち、いずれかを満たすものとします。

1. ムーディーズの長期格付でA3またはスタンダード・アンド・プアーズの長期格付でA-以上の格付を取得している場合

2. 第1号の条件を満たさない場合で、かつ、当該貸付先の親会社または持株会社が第1号の格付を取得している場合

3. 第1号または第2号に準ずると委託者が判断した場合

なお、当該貸付先が上記第1号から第3号までの条件のいずれも満たさなくなった場合（上記第1号に規定された格付会社が貸付先またはその親会社もしくは持株会社について格下げを検討している、または検討する予定である旨を発表し、かつ、格下げが実施された場合に当該格付が上記第1号の条件を満たさなくなることが確実である場合を含みます。）には、当該貸付先に対する新規貸付を中止し、貸付株式がある場合にはこれの返還請求を速やかに行うものとします。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ) 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

(ト) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

(2)【投資対象】

運用の指図範囲（約款第17条）

① 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 株主割当により取得する新株予約権証券または新株予約権付社債券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号（上記3.）の証券の性質を有するもの
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
7. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号（上記1.）の証券または証書を以下「株式」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項（上記①1. から上記①7.）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

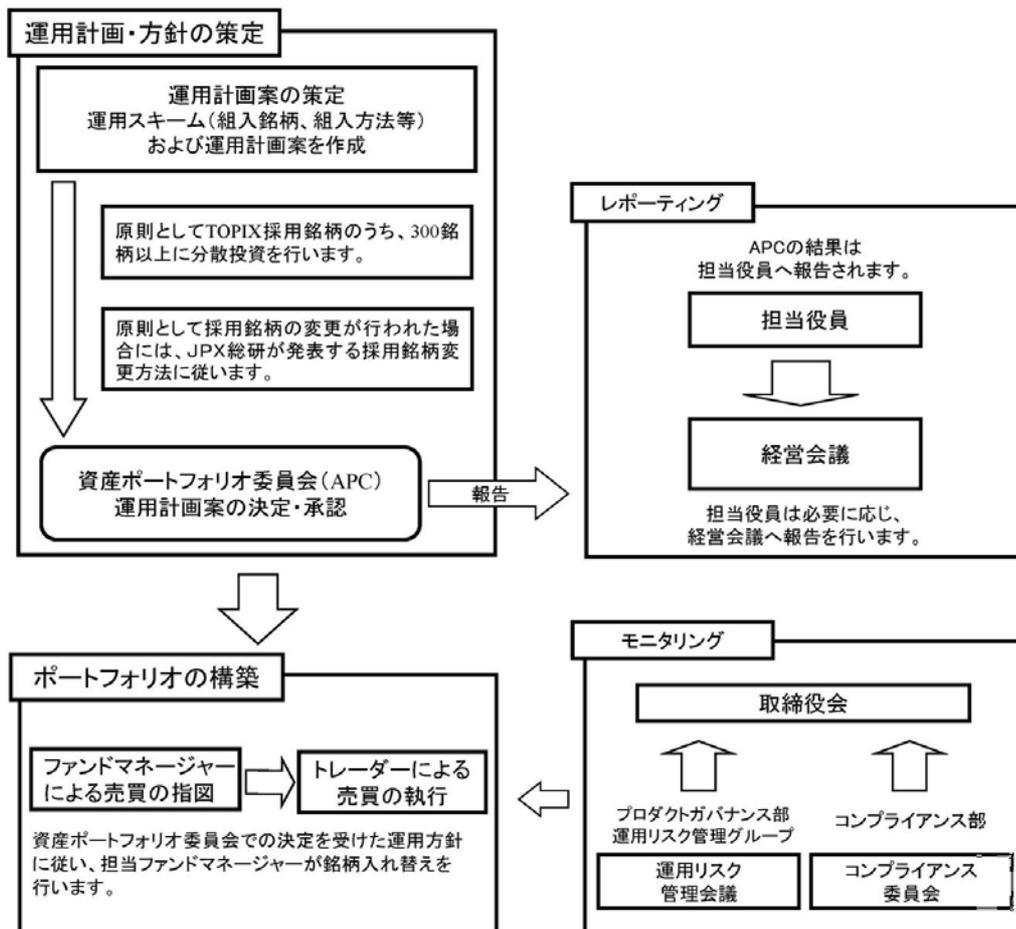
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- ③ 第1項（上記①）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第5号（上記②1. から上記②5.）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

1. 運用体制

J A T O P I X オープンは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



<資産ポートフォリオ委員会 (APC)>

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定(承認)します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	100名程度 (うち 投資判断に携わる者 85名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部 運用リスク管理グループ	5名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針 (運用の基本方針 3. 収益分配方針)

毎決算時（原則として毎年5月25日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲

利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式（約款第38条）

① 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の支払い等

① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

a. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

株式への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

c. 投資する株式等の範囲（約款第19条）

委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

d. 信用取引の指図範囲（約款第21条）

① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項（上記①）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号（上記5.）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- e. **先物取引等の運用指図・目的・範囲**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第22条）
- ① 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- f. **スワップ取引の運用指図・目的・範囲**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第23条）
- ① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- g. **デリバティブ取引等に係る投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）
デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- h. **信用リスク集中回避のための投資制限**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- i. **有価証券の貸し付けの指図および範囲**（約款第24条）

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、銘柄毎の貸株残高株数が、信託財産で保有する当該銘柄の総株数（貸株残高株数を含みます。）の80%を超えない範囲内で貸し付けの指図をすることができます。なお、貸付先は、別に定める運用の基本方針に鑑み、委託者が適格と認めるものに限るものとします。
 - ② 前項（上記①）に定める限度を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに超過株数に相当する貸付株式の返還請求を行うものとします。
 - ③ 委託者は、第1項（上記①）に定める株式の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。この場合の担保は現金または国債証券に限るものとします。なお、委託者は、受け入れた担保が現金の場合は、約款第17条第2項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- j. 有価証券売却等の指図（約款第29条）**
委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- k. 再投資の指図（約款第30条）**
委託者は、約款第29条（上記j.）の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- l. 資金の借入れ（約款第31条）**
- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 前項（上記①）の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却などによる受け取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以下
 - ③ 前項（上記②）の借入期間は、有価証券などの売却代金の入金日までに限るものとします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- m. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）**
委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。
- n. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）**
委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。
- o. 他のファンドへの投資**
行いません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② 乖離リスク

当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。

イ. 株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響

ロ. 株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響

ハ. 株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と対象指数との乖離による影響

ニ. 対象指数との構成銘柄が異なることによる影響

ホ. 株式配当金の受取による影響

③ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 有価証券の貸し付けにおけるリスク

有価証券の貸付等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。この場合、貸し付けた有価証券が返還されず、不測の損失を被る可能性があります。

(2) その他の留意事項

○ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○ 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○ 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 対象指数が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、対象指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

(3) 投資リスクに対する管理体制

① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[コンプライアンス委員会]

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

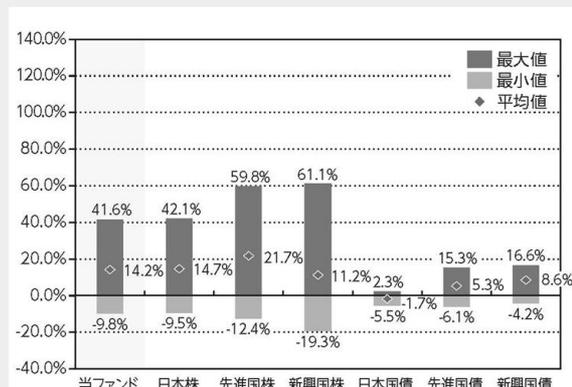


*2020年1月～2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



*2020年1月～2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株・・・ 配当込みTOPIX

先進国株・・・ MSCIコクサイ・インデックス (税引前配当込み、円ベース)

新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債・・・ NOMURA-BPI国債

先進国債・・・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・ FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額※（当該基準価額に0.30%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に、2.の額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年率0.605%（税抜0.55%）の率を乗じて得た額。

2. 信託財産に属する株式の貸し付けにかかる品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に49.5%（税抜45%）以内の率を乗じて得た額。但し、株式の貸し付けにあたって、担保とした現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付先に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数の場合は零とします。）に49.5%（税抜45%）以内の率を乗じて得た額。

なお、本書作成時点において、株式の貸付けは行っておりません。

② 上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

1. 上記①1.の配分

(年率)			
委託者	販売会社	受託者	合計
0.24%	0.24%	0.07%	0.55%

2. 上記①2.の配分

株式の貸付けにかかる収益相当額のうち

委託者	受託者	合計
38%	7%	45%

※ 信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

※ 信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社

に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が收受します。

※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用※（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
※ 監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(1) から (4) の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%※、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<個別元本について>

- ① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行は2000年4月1日の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合にはコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

<収益分配金の課税について>

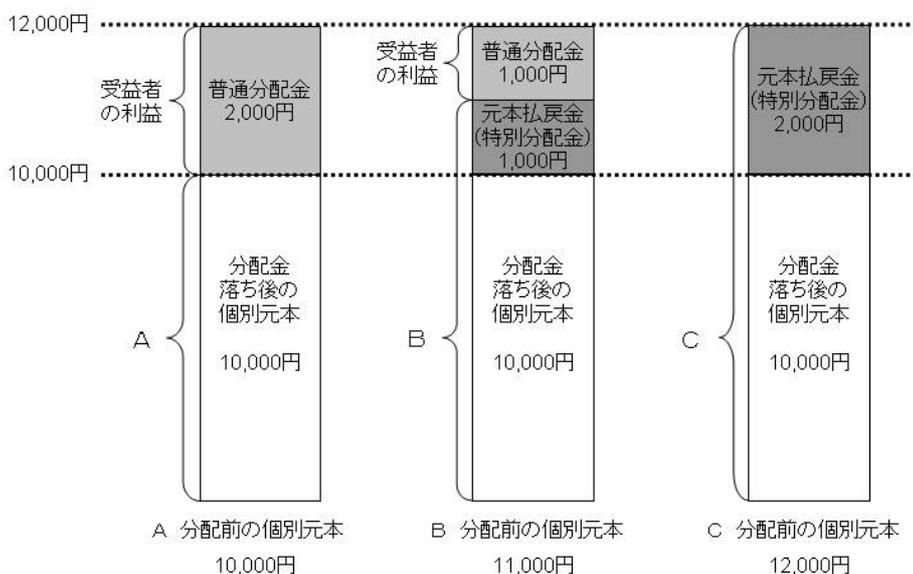
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

《収益分配時の個別元本のイメージ図》

＜具体例(前提条件)＞
 分配金:2,000円 分配前基準価額:12,000円
 分配後基準価額:10,000円



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

- 当ファンドは、一定の要件を満たした場合に適用となる少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の対象外です。
- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2024年12月30日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《参考情報:ファンドの総経費率》

直近の運用報告書作成の対象期間(2023年5月26日～2024年5月27日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率		② その他費用の比率
	0.60%	0.60%	0.00%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2024年12月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	6,398,585,230	96.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	228,753,615	3.45
合計(純資産総額)		6,627,338,845	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	222,920,000	3.36

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	85,400	3,450.00	294,630,000	3,146.00	268,668,400	4.05
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	56,200	2,511.00	141,118,200	3,369.00	189,337,800	2.86
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	101,500	1,592.34	161,622,510	1,846.00	187,369,000	2.83
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	41,700	3,227.37	134,581,466	3,937.00	164,172,900	2.48
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	12,900	7,983.72	102,990,063	11,145.00	143,770,500	2.17
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	33,000	3,308.00	109,164,000	3,764.00	124,212,000	1.87
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,600	71,580.00	114,528,000	64,630.00	103,408,000	1.56
8	日本	株式	任天堂	その他製品	10,100	8,287.00	83,698,700	9,264.00	93,566,400	1.41
9	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	11,400	7,384.00	84,177,600	7,832.00	89,284,800	1.35
10	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	15,400	5,349.00	82,374,600	5,728.00	88,211,200	1.33
11	日本	株式	三井物産	卸売業	25,000	4,071.50	101,787,500	3,311.00	82,775,000	1.25
12	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	21,300	3,164.00	67,393,200	3,873.00	82,494,900	1.24
13	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	3,400	35,630.00	121,142,000	24,185.00	82,229,000	1.24
14	日本	株式	三菱商事	卸売業	31,400	3,380.00	106,132,000	2,604.00	81,765,600	1.23
15	日本	株式	信越化学工業	化学	14,400	5,949.00	85,665,600	5,296.00	76,262,400	1.15
16	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	479,100	155.80	74,643,780	158.00	75,697,800	1.14
17	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	8,000	8,609.00	68,872,000	9,185.00	73,480,000	1.11
18	日本	株式	第一三共	医薬品	15,200	5,591.05	84,984,035	4,352.00	66,150,400	1.00
19	日本	株式	三菱重工業	機械	28,400	1,367.00	38,822,800	2,223.00	63,133,200	0.95
20	日本	株式	HOYA	精密機器	3,100	18,225.00	56,497,500	19,815.00	61,426,500	0.93
21	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	14,300	4,131.00	59,073,300	4,181.00	59,788,300	0.90
22	日本	株式	KDDI	情報・通信業	11,800	4,346.00	51,282,800	5,042.00	59,495,600	0.90
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	38,000	1,745.00	66,310,000	1,535.00	58,330,000	0.88
24	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,000	40,830.00	40,830,000	53,820.00	53,820,000	0.81
25	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	257,700	190.00	48,963,000	198.90	51,256,530	0.77
26	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	5,100	5,893.26	30,055,653	9,198.00	46,909,800	0.71
27	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	18,800	2,048.90	38,519,473	2,487.00	46,755,600	0.71
28	日本	株式	三菱電機	電気機器	16,500	2,816.50	46,472,250	2,687.00	44,335,500	0.67
29	日本	株式	富士通	電気機器	14,900	2,318.00	34,538,200	2,799.50	41,712,550	0.63
30	日本	株式	キャノン	電気機器	8,000	4,487.00	35,896,000	5,161.00	41,288,000	0.62

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.24
		建設業	2.10
		食料品	2.90
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.13
		化学	5.01
		医薬品	4.18
		石油・石炭製品	0.52
		ゴム製品	0.55
		ガラス・土石製品	0.67
		鉄鋼	0.79
		非鉄金属	0.79
		金属製品	0.50
		機械	5.40
		電気機器	17.04
		輸送用機器	7.60
		精密機器	2.30
		その他製品	2.56
		電気・ガス業	1.21
		陸運業	2.17
		海運業	0.67
		空運業	0.33
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.26
		卸売業	6.53
		小売業	4.48
		銀行業	8.26
		証券、商品先物取引業	0.84
		保険業	3.16
その他金融業	1.15		
不動産業	1.67		
サービス業	4.91		
合計			96.55

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	7	日本円	191,871,540	195,055,000	2.94
	大阪取引所	ミニTOPIX先物	買建	10	日本円	27,720,470	27,865,000	0.42

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第17計算期間末 (2015年 5月25日)	53,114,925,166	53,893,574,259	13,984	14,189
第18計算期間末 (2016年 5月25日)	43,139,072,972	43,749,470,238	11,308	11,468
第19計算期間末 (2017年 5月25日)	50,137,726,569	50,968,508,574	13,277	13,497
第20計算期間末 (2018年 5月25日)	55,967,910,810	56,872,641,902	14,847	15,087
第21計算期間末 (2019年 5月27日)	48,826,593,668	49,674,378,988	12,958	13,183
第22計算期間末 (2020年 5月25日)	25,888,283,516	26,411,881,588	12,608	12,863
第23計算期間末 (2021年 5月25日)	13,414,686,284	13,630,787,983	16,140	16,400
第24計算期間末 (2022年 5月25日)	13,115,725,429	13,352,400,413	15,794	16,079
第25計算期間末 (2023年 5月25日)	11,406,658,911	11,672,185,396	18,043	18,463
第26計算期間末 (2024年 5月27日)	6,551,270,007	6,670,761,838	23,301	23,726
2023年12月末日	7,628,756,703	—	20,108	—
2024年 1月末日	7,483,528,316	—	21,673	—
2月末日	7,120,891,025	—	22,732	—
3月末日	6,696,146,723	—	23,736	—
4月末日	6,612,931,513	—	23,517	—
5月末日	6,577,938,056	—	23,350	—
6月末日	6,665,370,000	—	23,675	—
7月末日	6,616,189,562	—	23,532	—
8月末日	6,409,050,716	—	22,833	—
9月末日	6,306,671,250	—	22,470	—
10月末日	6,418,253,650	—	22,882	—
11月末日	6,377,999,536	—	22,754	—
12月末日	6,627,338,845	—	23,661	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第17計算期間末	2014年 5月27日～2015年 5月25日	205
第18計算期間末	2015年 5月26日～2016年 5月25日	160
第19計算期間末	2016年 5月26日～2017年 5月25日	220
第20計算期間末	2017年 5月26日～2018年 5月25日	240
第21計算期間末	2018年 5月26日～2019年 5月27日	225
第22計算期間末	2019年 5月28日～2020年 5月25日	255
第23計算期間末	2020年 5月26日～2021年 5月25日	260
第24計算期間末	2021年 5月26日～2022年 5月25日	285
第25計算期間末	2022年 5月26日～2023年 5月25日	420
第26計算期間末	2023年 5月26日～2024年 5月27日	425

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第17計算期間末	2014年 5月27日～2015年 5月25日	40.7
第18計算期間末	2015年 5月26日～2016年 5月25日	△18.0
第19計算期間末	2016年 5月26日～2017年 5月25日	19.4
第20計算期間末	2017年 5月26日～2018年 5月25日	13.6
第21計算期間末	2018年 5月26日～2019年 5月27日	△11.2
第22計算期間末	2019年 5月28日～2020年 5月25日	△0.7
第23計算期間末	2020年 5月26日～2021年 5月25日	30.1
第24計算期間末	2021年 5月26日～2022年 5月25日	△0.4
第25計算期間末	2022年 5月26日～2023年 5月25日	16.9
第26計算期間末	2023年 5月26日～2024年 5月27日	31.5
第27中間計算期間末	2024年 5月28日～2024年11月27日	△2.9

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第17計算期間末	2014年 5月27日～2015年 5月25日	252,772,541	741,630,165	37,982,882,622
第18計算期間末	2015年 5月26日～2016年 5月25日	401,172,784	234,226,245	38,149,829,161
第19計算期間末	2016年 5月26日～2017年 5月25日	241,411,601	628,422,335	37,762,818,427
第20計算期間末	2017年 5月26日～2018年 5月25日	76,189,242	141,878,815	37,697,128,854
第21計算期間末	2018年 5月26日～2019年 5月27日	68,244,246	86,025,528	37,679,347,572
第22計算期間末	2019年 5月28日～2020年 5月25日	33,954,377	17,180,044,211	20,533,257,738
第23計算期間末	2020年 5月26日～2021年 5月25日	28,920,340	12,250,574,240	8,311,603,838
第24計算期間末	2021年 5月26日～2022年 5月25日	39,876,683	47,095,103	8,304,385,418
第25計算期間末	2022年 5月26日～2023年 5月25日	52,464,263	2,034,790,502	6,322,059,179
第26計算期間末	2023年 5月26日～2024年 5月27日	25,755,982	3,536,242,662	2,811,572,499
第27中間計算期間末	2024年 5月28日～2024年11月27日	13,696,391	22,369,913	2,802,898,977

<参考情報>

交付目論見書の運用実績（2024年12月末現在）

2024年12月末現在

基準価額・純資産の推移



• 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期	年月日	分配金
22期	2020年5月25日	255円
23期	2021年5月25日	260円
24期	2022年5月25日	285円
25期	2023年5月25日	420円
26期	2024年5月27日	425円
設定来累計		3,995円

• 分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

《組入上位銘柄》

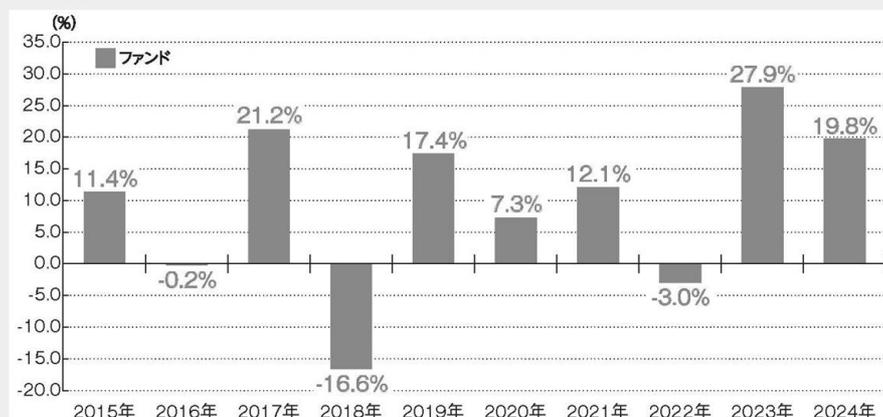
順位	銘柄名	業種	組入比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.1
2	ソニーグループ	電気機器	2.9
3	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	2.8
4	日立製作所	電気機器	2.5
5	リクルートホールディングス	サービス業	2.2
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.9
7	キーエンス	電気機器	1.6
8	任天堂	その他製品	1.4
9	伊藤忠商事	卸売業	1.3
10	東京海上ホールディングス	保険業	1.3

• 組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

《組入上位業種》

順位	業種	組入比率 (%)
1	電気機器	17.0
2	銀行業	8.3
3	輸送用機器	7.6
4	情報・通信業	7.3
5	卸売業	6.5
6	機械	5.4
7	化学	5.0
8	サービス業	4.9
9	小売業	4.5
10	医薬品	4.2

年間収益率の推移



• ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

• 2024年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
※ 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

（イ）原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）当ファンドの取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。

（ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「JA TOPIXオープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（3）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（4）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（5）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。※

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※ 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

なお、委託者は取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

（ハ）一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、下記（2）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

（2）解約価額

解約価額^{※1}は、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額^{※2}（当該基準価額に0.30%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

※1 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.30%）

※2 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（3）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第6条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
株式	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
市場デリバティブ・ 外国市場デリバティブ取引	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「TOPX」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第43条第7項、第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

（4）【計算期間】

信託の計算期間（約款第34条）

- a. この信託の計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとします。ただし、第1計算期間は、1998年6月25日から1999年5月25日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）一部解約（約款第43条第7項から第12項）

- ① 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第44条）

- ① 委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ハ) 信託契約に関する監督官庁の命令 (約款第45条第1項)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い (約款第46条)

① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い (約款第48条)

① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令 (約款第45条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第49条の規定にしたがいます。

(ロ) 信託約款の変更 (約款第49条)

① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、上記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第47条）

- ① 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 公告（約款第51条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第52条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払いを開始するものとします。なお、2007年1月4日以降においても、約款第42条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 収益分配金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 上記①の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は上記①の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑤ 上記③、④に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ② 償還金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(ハ) 買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

- ① 一部解約金は、約款第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ② 一部解約金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二) 反対者の買取請求権（約款第49条の2）

- ① 約款第43条もしくは約款第44条に規定する信託契約の解約または約款第49条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第43条第9項、約款第44条第3項または約款第49条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属

する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

② 上記①の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※ 受託者は、収益分配金および償還金については約款第41条第1項および第4項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第41条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第40条））

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間（2023年5月26日から2024年5月27日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている J A T O P I X オープンの2023年5月26日から2024年5月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J A T O P I X オープンの2024年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【JA TOPIXオープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期 2023年 5月25日現在	第26期 2024年 5月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	389,984,324	231,203,249
株式	11,171,205,850	6,383,701,570
派生商品評価勘定	14,922,800	419,560
未収入金	16,374,280	4,272,800
未収配当金	129,553,113	62,333,267
未収利息	-	470
差入委託証拠金	19,665,000	12,931,678
流動資産合計	11,741,705,367	6,694,862,594
資産合計	11,741,705,367	6,694,862,594
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	103,704
前受金	31,255,000	2,162,000
未払収益分配金	265,526,485	119,491,831
未払解約金	3,148,056	-
未払受託者報酬	4,416,822	2,741,825
未払委託者報酬	30,286,752	18,801,077
未払利息	881	-
その他未払費用	412,460	292,150
流動負債合計	335,046,456	143,592,587
負債合計	335,046,456	143,592,587
純資産の部		
元本等		
元本	6,322,059,179	2,811,572,499
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,084,599,732	3,739,697,508
(分配準備積立金)	5,131,583,132	3,744,959,931
元本等合計	11,406,658,911	6,551,270,007
純資産合計	11,406,658,911	6,551,270,007
負債純資産合計	11,741,705,367	6,694,862,594

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期 自 2022年 5月26日 至 2023年 5月25日	第26期 自 2023年 5月26日 至 2024年 5月27日
営業収益		
受取配当金	314,653,545	185,172,518
受取利息	4,272	23,122
有価証券売買等損益	1,537,329,143	2,145,072,932
派生商品取引等損益	64,254,040	70,827,968
その他収益	119,391	98,376
営業収益合計	1,916,360,391	2,401,194,916
営業費用		
支払利息	168,489	99,341
受託者報酬	9,611,253	6,819,578
委託者報酬	65,905,678	46,762,748
その他費用	414,607	292,652
営業費用合計	76,100,027	53,974,319
営業利益又は営業損失(△)	1,840,260,364	2,347,220,597
経常利益又は経常損失(△)	1,840,260,364	2,347,220,597
当期純利益又は当期純損失(△)	1,840,260,364	2,347,220,597
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	162,482,321	763,238,971
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,811,340,011	5,084,599,732
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,285,267	24,813,876
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,285,267	24,813,876
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,171,277,104	2,834,205,895
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,171,277,104	2,834,205,895
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	265,526,485	119,491,831
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,084,599,732	3,739,697,508

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
4. その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2023年 5月26日から2024年 5月27日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第25期 (2023年 5月25日現在)	第26期 (2024年 5月27日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		第25期 2023年 5月25日現在	第26期 2024年 5月27日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	8,304,385,418円	6,322,059,179円
	期中追加設定元本額	52,464,263円	25,755,982円
	期中一部解約元本額	2,034,790,502円	3,536,242,662円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	6,322,059,179口	2,811,572,499口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.8043円 (18,043円)	2.3301円 (23,301円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第25期	第26期
	自 2022年 5月26日 至 2023年 5月25日	自 2023年 5月26日 至 2024年 5月27日
分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(268,194,613円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,189,642,525円)、信託約款に規定される収益調整金(1,407,612,933円)及び分配準備積立金(3,939,272,479円)より、分配対象収益は6,804,722,550円(一万口当たり10,763.46円)であり、うち265,526,485円(一万口当たり420円)を分配いたしました。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(134,264,767円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,449,716,859円)、信託約款に規定される収益調整金(638,741,250円)及び分配準備積立金(2,280,470,136円)より、分配対象収益は4,503,193,012円(一万口当たり16,016.63円)であり、うち119,491,831円(一万口当たり425円)を分配いたしました。</p>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第25期 自 2022年 5月26日 至 2023年 5月25日	第26期 自 2023年 5月26日 至 2024年 5月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用(あるいはポジション組成)となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期 2023年 5月25日現在	第26期 2024年 5月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第25期(自 2022年 5月26日 至 2023年 5月25日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,394,805,507
合計	1,394,805,507

第26期(自 2023年 5月26日 至 2024年 5月27日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,430,258,148
合計	1,430,258,148

(デリバティブ取引等に関する注記)
 取引の時価等に関する事項
 (株式関連)

第25期 (2023年 5月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	199,875,000	—	214,800,000	14,925,000
合計		199,875,000	—	214,800,000	14,925,000

第26期 (2024年 5月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	143,697,000	—	144,014,000	317,000
合計		143,697,000	—	144,014,000	317,000

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
 該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	100	3,725.00	372,500	
ニッスイ	2,400	901.40	2,163,360	
マルハニチロ	400	3,262.00	1,304,800	
サカタのタネ	300	3,440.00	1,032,000	
ホクト	200	1,855.00	371,000	
日鉄鉱業	100	5,190.00	519,000	
三井松島ホールディングス	200	4,620.00	924,000	
I N P E X	7,700	2,388.50	18,391,450	
石油資源開発	300	6,530.00	1,959,000	
K&Oエナジーグループ	100	3,685.00	368,500	
ショーボンドホールディングス	400	6,125.00	2,450,000	
ミライト・ワン	700	1,883.00	1,318,100	
タマホーム	200	4,610.00	922,000	
ダイセキ環境ソリューション	100	981.00	98,100	
安藤・間	1,300	1,144.00	1,487,200	
東急建設	700	765.00	535,500	
コムシスホールディングス	700	3,181.00	2,226,700	
高松コンストラクショングループ	200	2,839.00	567,800	
東建コーポレーション	100	10,730.00	1,073,000	
オリエンタル白石	500	362.00	181,000	
大成建設	1,500	5,944.00	8,916,000	
大林組	5,700	1,845.50	10,519,350	
清水建設	4,500	898.00	4,041,000	
飛島建設	100	1,495.00	149,500	
長谷工コーポレーション	1,400	1,785.00	2,499,000	
鹿島建設	3,600	2,652.50	9,549,000	
不動テトラ	100	2,548.00	254,800	
鉄建建設	100	2,605.00	260,500	
西松建設	400	4,431.00	1,772,400	
三井住友建設	900	389.00	350,100	
大豊建設	100	3,420.00	342,000	
奥村組	300	4,890.00	1,467,000	
東鉄工業	300	3,075.00	922,500	
浅沼組	200	3,645.00	729,000	

戸田建設	2,200	1,092.50	2,403,500
熊谷組	300	3,610.00	1,083,000
北野建設	100	3,645.00	364,500
植木組	100	1,648.00	164,800
ピーエス三菱	200	1,040.00	208,000
日本ハウスホールディングス	400	313.00	125,200
新日本建設	300	1,552.00	465,600
東亜道路工業	500	1,189.00	594,500
日本道路	200	1,751.00	350,200
東亜建設工業	800	954.00	763,200
若築建設	100	3,465.00	346,500
東洋建設	500	1,400.00	700,000
五洋建設	2,300	636.00	1,462,800
世紀東急工業	300	1,684.00	505,200
福田組	100	5,480.00	548,000
住友林業	1,400	5,523.00	7,732,200
日本基礎技術	100	577.00	57,700
大和ハウス工業	4,400	4,152.00	18,268,800
積水ハウス	4,800	3,567.00	17,121,600
日特建設	200	1,093.00	218,600
四電工	100	3,550.00	355,000
きんでん	1,100	3,174.00	3,491,400
東京エネシス	200	1,341.00	268,200
トーエネック	100	5,160.00	516,000
住友電設	200	3,475.00	695,000
日本電設工業	400	1,985.00	794,000
エクシオグループ	1,600	1,605.50	2,568,800
新日本空調	200	4,410.00	882,000
九電工	400	6,200.00	2,480,000
三機工業	400	2,180.00	872,000
日揮ホールディングス	1,600	1,283.50	2,053,600
中外炉工業	100	3,220.00	322,000
ヤマト	100	1,142.00	114,200
太平電業	200	4,715.00	943,000
高砂熱学工業	400	6,080.00	2,432,000
朝日工業社	200	1,401.00	280,200
大気社	200	5,060.00	1,012,000
日比谷総合設備	200	3,080.00	616,000
フィル・カンパニー	100	578.00	57,800
インフロニア・ホールディングス	1,900	1,370.50	2,603,950

レイズネクスト	300	1,830.00	549,000
ニッポン	500	2,288.00	1,144,000
日清製粉グループ本社	1,500	1,741.50	2,612,250
昭和産業	200	3,145.00	629,000
中部飼料	200	1,509.00	301,800
フィード・ワン	100	922.00	92,200
日本甜菜製糖	100	1,969.00	196,900
DM三井製糖ホールディングス	200	3,270.00	654,000
森永製菓	700	2,508.00	1,755,600
中村屋	100	3,265.00	326,500
江崎グリコ	500	4,027.00	2,013,500
名糖産業	100	1,814.00	181,400
井村屋グループ	100	2,540.00	254,000
不二家	100	2,485.00	248,500
山崎製パン	1,100	3,482.00	3,830,200
第一屋製パン	100	615.00	61,500
モロゾフ	100	4,285.00	428,500
寿スピリッツ	800	1,775.00	1,420,000
カルビー	700	3,112.00	2,178,400
森永乳業	500	3,198.00	1,599,000
六甲バター	200	1,447.00	289,400
ヤクルト本社	2,300	2,881.50	6,627,450
明治ホールディングス	2,000	3,521.00	7,042,000
雪印メグミルク	400	2,599.00	1,039,600
プリマハム	300	2,372.00	711,600
日本ハム	700	4,906.00	3,434,200
丸大食品	200	1,677.00	335,400
S Foods	100	2,925.00	292,500
サッポロホールディングス	500	5,230.00	2,615,000
アサヒグループホールディングス	3,700	5,920.00	21,904,000
キリンホールディングス	6,700	2,226.50	14,917,550
宝ホールディングス	1,200	1,068.50	1,282,200
オエノンホールディングス	500	359.00	179,500
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	1,300	1,850.50	2,405,650
サントリー食品インターナショナル	1,100	5,704.00	6,274,400
ダイドーグループホールディングス	200	2,691.00	538,200
伊藤園	500	3,739.00	1,869,500
キーコーヒー	200	2,042.00	408,400
日清オイリオグループ	200	4,935.00	987,000

不二製油グループ本社	400	2,400.00	960,000
J-オイルミルズ	200	1,920.00	384,000
キッコーマン	5,300	1,856.50	9,839,450
味の素	3,800	5,973.00	22,697,400
キューピー	900	3,086.00	2,777,400
ハウス食品グループ本社	500	2,931.50	1,465,750
カゴメ	700	3,689.00	2,582,300
アリアケジャパン	200	5,180.00	1,036,000
ニチレイ	700	3,622.00	2,535,400
東洋水産	800	11,290.00	9,032,000
ヨシムラ・フード・ホールディングス	100	1,568.00	156,800
日清食品ホールディングス	1,700	4,003.00	6,805,100
フジッコ	200	1,859.00	371,800
ロック・フィールド	200	1,488.00	297,600
日本たばこ産業	9,800	4,452.00	43,629,600
ケンコーマヨネーズ	100	1,882.00	188,200
なとり	200	2,110.00	422,000
ミヨシ油脂	100	1,360.00	136,000
片倉工業	200	1,956.00	391,200
グンゼ	100	5,200.00	520,000
東洋紡	600	1,061.00	636,600
ユニチカ	500	229.00	114,500
富士紡ホールディングス	100	4,600.00	460,000
倉敷紡績	100	4,435.00	443,500
シキボウ	100	1,090.00	109,000
日本毛織	500	1,313.00	656,500
トーア紡コーポレーション	100	440.00	44,000
帝国繊維	100	2,339.00	233,900
帝人	1,600	1,579.50	2,527,200
東レ	11,000	779.10	8,570,100
住江織物	100	2,525.00	252,500
日東製網	100	1,446.00	144,600
アツギ	100	641.00	64,100
ダイニック	100	844.00	84,400
セーレン	400	2,437.00	974,800
東海染工	100	840.00	84,000
小松マテーレ	300	711.00	213,300
ワコールホールディングス	400	3,800.00	1,520,000
ホギメディカル	300	3,940.00	1,182,000
T S I ホールディングス	500	894.00	447,000

マツオカコーポレーション	100	1,557.00	155,700
ワールド	200	2,101.00	420,200
三陽商会	100	2,605.00	260,500
オンワードホールディングス	1,000	618.00	618,000
ゴールドウイン	300	8,111.00	2,433,300
デサント	300	3,285.00	985,500
ヤマトインターナショナル	100	337.00	33,700
特種東海製紙	100	3,475.00	347,500
王子ホールディングス	6,800	627.50	4,267,000
日本製紙	800	961.00	768,800
三菱製紙	200	719.00	143,800
北越コーポレーション	800	1,159.00	927,200
中越パルプ工業	100	1,579.00	157,900
大王製紙	700	912.80	638,960
レンゴー	1,400	1,101.00	1,541,400
ザ・パック	200	3,895.00	779,000
北の達人コーポレーション	700	169.00	118,300
クラレ	2,400	1,907.00	4,576,800
旭化成	11,100	1,043.00	11,577,300
共和レザー	100	731.00	73,100
巴川コーポレーション	100	997.00	99,700
レゾナック・ホールディングス	1,600	3,454.00	5,526,400
住友化学	12,100	316.40	3,828,440
住友精化	100	5,050.00	505,000
日産化学	800	4,428.00	3,542,400
クレハ	400	2,836.00	1,134,400
テイカ	200	1,612.00	322,400
石原産業	300	1,645.00	493,500
片倉コープアグリ	100	1,160.00	116,000
日本曹達	200	5,170.00	1,034,000
東ソー	2,200	1,944.00	4,276,800
トクヤマ	500	3,087.00	1,543,500
セントラル硝子	200	3,615.00	723,000
東亜合成	800	1,532.50	1,226,000
大阪ソーダ	100	8,410.00	841,000
関東電化工業	400	844.00	337,600
デンカ	500	2,231.50	1,115,750
信越化学工業	14,700	5,949.00	87,450,300
日本カーバイド工業	100	1,868.00	186,800
堺化学工業	200	2,638.00	527,600

第一稀元素化学工業	200	860.00	172,000
エア・ウォーター	1,500	2,254.50	3,381,750
日本酸素ホールディングス	1,600	4,496.00	7,193,600
日本化学工業	100	2,319.00	231,900
日本パーカライズン	500	1,183.00	591,500
チタン工業	100	1,020.00	102,000
ステラ ケミファ	100	4,285.00	428,500
保土谷化学工業	100	5,030.00	503,000
日本触媒	1,200	1,587.50	1,905,000
大日精化工業	200	3,120.00	624,000
カネカ	500	3,965.00	1,982,500
三菱瓦斯化学	1,200	2,983.00	3,579,600
三井化学	1,400	4,696.00	6,574,400
J S R	400	4,345.00	1,738,000
東京応化工業	800	4,210.00	3,368,000
大阪有機化学工業	200	3,505.00	701,000
三菱ケミカルグループ	12,000	815.10	9,781,200
KHネオケム	300	2,199.00	659,700
ダイセル	2,100	1,561.50	3,279,150
住友ベークライト	500	4,273.00	2,136,500
積水化学工業	3,300	2,230.00	7,359,000
日本ゼオン	1,200	1,434.00	1,720,800
アイカ工業	500	3,401.00	1,700,500
UBE	800	2,905.00	2,324,000
積水樹脂	300	2,283.00	684,900
旭有機材	100	4,605.00	460,500
ニチバン	100	1,785.00	178,500
リケンテクノス	200	1,028.00	205,600
大倉工業	100	3,005.00	300,500
群栄化学工業	100	3,125.00	312,500
ダイキョーニシカワ	400	692.00	276,800
日本化薬	1,300	1,266.00	1,645,800
カーリットホールディングス	200	1,188.00	237,600
扶桑化学工業	200	3,920.00	784,000
トリケミカル研究所	200	4,460.00	892,000
ADEKA	500	3,231.00	1,615,500
日油	1,500	1,984.50	2,976,750
ハリマ化成グループ	200	880.00	176,000
花王	3,700	6,955.00	25,733,500
第一工業製薬	100	3,675.00	367,500

三洋化成工業	200	4,100.00	820,000
有機合成薬品工業	100	314.00	31,400
大日本塗料	200	1,199.00	239,800
日本ペイントホールディングス	8,700	1,062.00	9,239,400
関西ペイント	1,400	2,231.00	3,123,400
中国塗料	400	2,094.00	837,600
日本特殊塗料	100	1,287.00	128,700
藤倉化成	200	510.00	102,000
太陽ホールディングス	300	3,120.00	936,000
D I C	500	3,288.00	1,644,000
サカタインクス	400	1,766.00	706,400
富士フィルムホールディングス	9,100	3,549.00	32,295,900
資生堂	3,400	4,969.00	16,894,600
ライオン	2,100	1,267.00	2,660,700
高砂香料工業	200	3,685.00	737,000
マンダム	400	1,228.00	491,200
ミルボン	300	3,406.00	1,021,800
ファンケル	700	1,981.00	1,386,700
コーセー	400	9,888.00	3,955,200
ポーラ・オルビスホールディングス	800	1,342.50	1,074,000
ノエビアホールディングス	200	5,350.00	1,070,000
エステー	200	1,528.00	305,600
アグロ カネショウ	100	1,127.00	112,700
ユニシ	400	1,270.00	508,000
長谷川香料	400	3,075.00	1,230,000
小林製薬	500	5,662.00	2,831,000
荒川化学工業	200	1,091.00	218,200
メック	200	4,500.00	900,000
日本高純度化学	100	3,275.00	327,500
タカラバイオ	500	1,036.00	518,000
J C U	200	3,815.00	763,000
デクセリアルズ	400	6,686.00	2,674,400
アース製薬	200	4,660.00	932,000
大成ラミック	100	2,789.00	278,900
クミアイ化学工業	600	781.00	468,600
日本農薬	400	741.00	296,400
アキレス	200	1,614.00	322,800
有沢製作所	300	1,527.00	458,100
日東電工	1,100	12,305.00	13,535,500
レック	300	1,227.00	368,100

きもと	200	209.00	41,800
藤森工業	200	4,260.00	852,000
前澤化成工業	200	1,807.00	361,400
J S P	200	2,136.00	427,200
エフピコ	400	2,503.50	1,001,400
天馬	200	2,409.00	481,800
信越ポリマー	400	1,524.00	609,600
東リ	200	398.00	79,600
ニフコ	500	3,516.00	1,758,000
バルカー	200	3,740.00	748,000
ユニ・チャーム	3,400	5,031.00	17,105,400
協和キリン	2,000	2,583.00	5,166,000
武田薬品工業	14,500	4,131.00	59,899,500
アステラス製薬	14,300	1,569.50	22,443,850
塩野義製薬	2,100	6,921.00	14,534,100
わかもと製薬	200	248.00	49,600
日本新薬	500	3,574.00	1,787,000
中外製薬	5,100	4,807.00	24,515,700
科研製薬	300	3,468.00	1,040,400
エーザイ	2,000	6,781.00	13,562,000
ロート製薬	1,600	2,723.00	4,356,800
小野薬品工業	3,400	2,198.00	7,473,200
久光製薬	400	3,741.00	1,496,400
持田製薬	200	2,958.00	591,600
参天製薬	2,900	1,590.50	4,612,450
扶桑薬品工業	100	2,278.00	227,800
日本ケミファ	100	1,581.00	158,100
ツムラ	500	3,861.00	1,930,500
キッセイ薬品工業	300	3,135.00	940,500
生化学工業	300	776.00	232,800
栄研化学	400	2,082.00	832,800
鳥居薬品	100	3,745.00	374,500
J C R ファーマ	500	560.00	280,000
東和薬品	300	2,856.00	856,800
ネクセラファーマ	700	1,429.00	1,000,300
第一三共	14,300	5,627.00	80,466,100
杏林製薬	400	1,707.00	682,800
大幸薬品	300	373.00	111,900
ダイト	200	2,276.00	455,200
大塚ホールディングス	3,400	6,152.00	20,916,800

ペプチドリーム	800	1,956.00	1,564,800
あすか製薬ホールディングス	200	2,358.00	471,600
サワイグループホールディングス	400	5,826.00	2,330,400
日本コークス工業	2,100	131.00	275,100
ニチレキ	200	2,452.00	490,400
ユシロ化学工業	100	1,703.00	170,300
出光興産	8,500	1,026.50	8,725,250
E N E O Sホールディングス	25,900	792.10	20,515,390
コスモエネルギーホールディングス	500	7,440.00	3,720,000
横浜ゴム	800	4,015.00	3,212,000
TOYO TIRE	1,000	2,720.50	2,720,500
ブリヂストン	4,800	6,935.00	33,288,000
住友ゴム工業	1,600	1,780.00	2,848,000
藤倉コンポジット	200	1,329.00	265,800
オカモト	100	4,700.00	470,000
ニッタ	200	4,060.00	812,000
住友理工	300	1,252.00	375,600
三ツ星ベルト	200	4,450.00	890,000
バンドー化学	300	1,831.00	549,300
日東紡績	300	7,080.00	2,124,000
A G C	1,400	5,475.00	7,665,000
石塚硝子	100	2,895.00	289,500
日本山村硝子	100	1,739.00	173,900
日本電気硝子	600	3,615.00	2,169,000
オハラ	100	1,360.00	136,000
住友大阪セメント	300	3,863.00	1,158,900
太平洋セメント	1,000	3,895.00	3,895,000
日本ヒューム	200	1,090.00	218,000
日本コンクリート工業	400	364.00	145,600
アジアパイルホールディングス	300	1,002.00	300,600
東海カーボン	1,500	991.20	1,486,800
日本カーボン	100	5,390.00	539,000
東洋炭素	100	7,070.00	707,000
T O T O	1,100	4,010.00	4,411,000
日本碍子	1,900	2,085.50	3,962,450
日本特殊陶業	1,400	4,664.00	6,529,600
M A R U W A	100	35,300.00	3,530,000
品川リフラクトリーズ	300	1,980.00	594,000
黒崎播磨	300	3,110.00	933,000
ヨータイ	200	1,775.00	355,000

東京窯業	100	435.00	43,500
フジミインコーポレーテッド	500	3,050.00	1,525,000
ニチアス	500	4,530.00	2,265,000
ニチハ	300	3,475.00	1,042,500
日本製鉄	7,500	3,400.00	25,500,000
神戸製鋼所	3,400	1,987.00	6,755,800
合同製鐵	100	5,420.00	542,000
J F Eホールディングス	4,600	2,316.50	10,655,900
東京製鐵	500	1,614.00	807,000
共英製鋼	200	2,129.00	425,800
大和工業	300	8,121.00	2,436,300
東京鐵鋼	100	5,080.00	508,000
大阪製鐵	100	2,588.00	258,800
丸一鋼管	500	3,798.00	1,899,000
モリ工業	100	5,370.00	537,000
大同特殊鋼	1,100	1,593.50	1,752,850
日本冶金工業	100	4,925.00	492,500
山陽特殊製鋼	200	2,244.00	448,800
日本金属	100	781.00	78,100
大平洋金属	200	1,279.00	255,800
新日本電工	900	282.00	253,800
三菱製鋼	200	1,507.00	301,400
日亜鋼業	200	310.00	62,000
日本精線	500	1,272.00	636,000
シンニッタン	200	232.00	46,400
新家工業	100	5,040.00	504,000
大紀アルミニウム工業所	300	1,289.00	386,700
日本軽金属ホールディングス	500	1,852.00	926,000
三井金属鉱業	500	5,089.00	2,544,500
三菱マテリアル	1,200	3,036.00	3,643,200
住友金属鉱山	2,000	5,198.00	10,396,000
DOWAホールディングス	400	5,896.00	2,358,400
古河機械金属	300	1,967.00	590,100
大阪チタニウムテクノロジーズ	300	2,635.00	790,500
東邦チタニウム	400	1,193.00	477,200
U A C J	300	4,245.00	1,273,500
古河電気工業	500	3,997.00	1,998,500
住友電気工業	6,300	2,469.50	15,557,850
フジクラ	2,000	3,340.00	6,680,000
SWCC	200	4,765.00	953,000

タツタ電線	400	716.00	286,400
リョービ	200	2,535.00	507,000
アーレスティ	100	688.00	68,800
AREホールディングス	500	2,029.00	1,014,500
稲葉製作所	100	1,884.00	188,400
宮地エンジニアリンググループ	100	4,545.00	454,500
トーカロ	500	1,922.00	961,000
アルファC o	100	1,392.00	139,200
SUMCO	3,000	2,350.00	7,050,000
川田テクノロジーズ	300	2,682.00	804,600
東洋製罐グループホールディングス	1,000	2,560.00	2,560,000
横河ブリッジホールディングス	300	2,759.00	827,700
駒井ハルテック	100	1,796.00	179,600
三和ホールディングス	1,700	2,996.50	5,094,050
文化シャッター	500	1,769.00	884,500
三協立山	300	860.00	258,000
アルインコ	200	1,090.00	218,000
東洋シャッター	100	892.00	89,200
L I X I L	2,600	1,736.00	4,513,600
日本ファイルコン	100	550.00	55,000
ノーリツ	300	1,753.00	525,900
長府製作所	200	2,219.00	443,800
リンナイ	800	3,748.00	2,998,400
ダイニチ工業	100	676.00	67,600
日東精工	300	587.00	176,100
三洋工業	100	3,080.00	308,000
岡部	400	777.00	310,800
東プレ	400	2,274.00	909,600
高周波熱錬	300	1,085.00	325,500
東京製綱	200	1,303.00	260,600
モリテック スチール	200	235.00	47,000
パイオラックス	300	2,200.00	660,000
エイチワン	200	859.00	171,800
日本発條	1,500	1,885.50	2,828,250
三益半導体工業	100	3,750.00	375,000
日本製鋼所	500	4,817.00	2,408,500
三浦工業	600	2,868.00	1,720,800
タクマ	500	1,637.00	818,500
ツガミ	400	1,456.00	582,400
オークマ	200	6,852.00	1,370,400

芝浦機械	200	3,590.00	718,000
アマダ	2,500	1,806.00	4,515,000
アイダエンジニアリング	400	911.00	364,400
F U J I	700	2,530.50	1,771,350
牧野フライス製作所	200	6,680.00	1,336,000
オーエスジー	700	1,978.50	1,384,950
旭ダイヤモンド工業	400	892.00	356,800
DMG 森精機	1,000	4,572.00	4,572,000
ソディック	100	714.00	71,400
ディスコ	800	61,790.00	49,432,000
日東工器	100	2,346.00	234,600
日進工具	200	966.00	193,200
豊和工業	100	827.00	82,700
リケンNPR	200	2,672.00	534,400
島精機製作所	300	1,449.00	434,700
オプトラン	300	2,189.00	656,700
NCホールディングス	100	1,472.00	147,200
フリー	200	1,014.00	202,800
ヤマシンフィルタ	500	371.00	185,500
日阪製作所	200	1,039.00	207,800
やまびこ	300	2,112.00	633,600
平田機工	100	7,090.00	709,000
PEGASUS	200	519.00	103,800
ナブテスコ	1,000	2,651.50	2,651,500
レオン自動機	200	1,593.00	318,600
SMC	500	81,500.00	40,750,000
ホソカワミクロン	100	4,380.00	438,000
ユニオンツール	100	5,420.00	542,000
オイレス工業	300	2,195.00	658,500
日精エー・エス・ビー機械	100	5,120.00	512,000
サトーホールディングス	300	2,128.00	638,400
技研製作所	200	1,841.00	368,200
日本エアーテック	100	1,171.00	117,100
日精樹脂工業	200	1,030.00	206,000
ワイエイシイホールディングス	100	2,308.00	230,800
小松製作所	7,700	4,646.00	35,774,200
住友重機械工業	1,000	4,239.00	4,239,000
日立建機	600	4,338.00	2,602,800
巴工業	100	4,245.00	424,500
TOWA	200	13,130.00	2,626,000

丸山製作所	100	2,357.00	235,700
北川鉄工所	100	1,389.00	138,900
ローツェ	100	30,750.00	3,075,000
クボタ	8,600	2,280.50	19,612,300
三菱化工機	100	4,160.00	416,000
月島ホールディングス	300	1,397.00	419,100
帝国電機製作所	200	2,317.00	463,400
澁谷工業	200	3,755.00	751,000
アイチ コーポレーション	300	1,140.00	342,000
小森コーポレーション	500	1,256.00	628,000
荏原製作所	700	12,160.00	8,512,000
石井鐵工所	100	2,796.00	279,600
西島製作所	200	3,335.00	667,000
北越工業	200	2,096.00	419,200
ダイキン工業	2,000	23,540.00	47,080,000
オルガノ	300	8,660.00	2,598,000
トーヨーカネツ	100	3,895.00	389,500
栗田工業	900	6,712.00	6,040,800
椿本チェイン	300	5,870.00	1,761,000
木村化工機	200	697.00	139,400
アネスト岩田	300	1,327.00	398,100
ダイフク	2,800	2,854.50	7,992,600
加藤製作所	100	1,340.00	134,000
油研工業	100	2,371.00	237,100
タダノ	1,000	1,085.00	1,085,000
フジテック	400	4,207.00	1,682,800
CKD	500	3,150.00	1,575,000
平和	500	2,000.00	1,000,000
理想科学工業	200	3,105.00	621,000
SANKYO	1,600	1,508.50	2,413,600
日本金銭機械	300	1,216.00	364,800
マースグループホールディングス	100	3,420.00	342,000
フクシマガリレイ	100	6,160.00	616,000
オーイズミ	100	352.00	35,200
ダイコク電機	100	3,670.00	367,000
竹内製作所	400	6,230.00	2,492,000
アマノ	500	3,779.00	1,889,500
JUKI	300	504.00	151,200
ジャノメ	200	691.00	138,200
マックス	300	3,670.00	1,011,000

グローリー	500	2,774.00	1,387,000
新晃工業	200	4,260.00	852,000
大和冷機工業	300	1,454.00	436,200
セガサミーホールディングス	1,400	2,194.50	3,072,300
T P R	200	2,347.00	469,400
ツバキ・ナカシマ	400	775.00	310,000
ホシザキ	1,000	5,494.00	5,494,000
大豊工業	100	828.00	82,800
日本精工	3,100	757.80	2,349,180
N T N	3,700	303.00	1,121,100
ジェイテクト	1,400	1,164.00	1,629,600
不二越	200	3,460.00	692,000
日本トムソン	500	606.00	303,000
T H K	1,000	3,115.00	3,115,000
ユースン精機	200	722.00	144,400
イーグル工業	200	1,827.00	365,400
日本ピラー工業	200	5,260.00	1,052,000
キッツ	500	1,111.00	555,500
マキタ	1,900	4,867.00	9,247,300
日立造船	1,400	1,110.00	1,554,000
三菱重工業	28,800	1,367.00	39,369,600
I H I	1,200	3,952.00	4,742,400
スター精密	400	2,075.00	830,000
日清紡ホールディングス	1,300	1,103.50	1,434,550
イビデン	900	6,024.00	5,421,600
コニカミノルタ	3,800	454.90	1,728,620
ブラザー工業	2,200	2,926.00	6,437,200
ミネベアミツミ	2,900	3,271.00	9,485,900
日立製作所	7,900	15,890.00	125,531,000
三菱電機	18,400	2,816.50	51,823,600
富士電機	1,000	9,301.00	9,301,000
東洋電機製造	100	1,102.00	110,200
安川電機	1,800	6,328.00	11,390,400
シンフォニアテクノロジー	200	3,765.00	753,000
明電舎	400	4,025.00	1,610,000
山洋電気	100	7,420.00	742,000
デンヨー	200	2,631.00	526,200
KOKUSAI ELECTRIC	900	4,015.00	3,613,500
ソシオネクスト	1,200	4,553.00	5,463,600
東芝テック	300	3,100.00	930,000

芝浦メカトロニクス	100	6,990.00	699,000
マブチモーター	700	2,409.50	1,686,650
ニデック	3,700	7,903.00	29,241,100
東光高岳	200	2,077.00	415,400
ダイヘン	200	8,830.00	1,766,000
ヤーマン	400	953.00	381,200
JVCケンウッド	1,300	828.00	1,076,400
IPEX	200	2,090.00	418,000
大崎電気工業	400	604.00	241,600
オムロン	1,300	5,434.00	7,064,200
日東工業	300	3,550.00	1,065,000
IDEC	300	2,742.00	822,600
ジーエス・ユアサ コーポレーション	500	3,104.00	1,552,000
メルコホールディングス	100	3,485.00	348,500
日本電気	2,200	11,910.00	26,202,000
富士通	15,000	2,318.00	34,770,000
沖電気工業	600	1,041.00	624,600
岩崎通信機	100	676.00	67,600
電気興業	100	2,109.00	210,900
サンケン電気	200	5,638.00	1,127,600
ナカヨ	100	1,154.00	115,400
アイホン	100	2,956.00	295,600
ルネサスエレクトロニクス	10,300	3,007.00	30,972,100
セイコーエプソン	2,100	2,482.00	5,212,200
ワコム	1,300	724.00	941,200
アルバック	400	11,235.00	4,494,000
EIZO	100	4,935.00	493,500
日本信号	400	1,000.00	400,000
京三製作所	200	595.00	119,000
ホーチキ	200	2,093.00	418,600
エレコム	500	1,535.00	767,500
パナソニック ホールディングス	19,500	1,346.00	26,247,000
シャープ	2,800	951.90	2,665,320
アンリツ	1,200	1,192.50	1,431,000
富士通ゼネラル	500	2,210.00	1,105,000
ソニーグループ	11,600	12,555.00	145,638,000
TDK	2,600	7,700.00	20,020,000
帝国通信工業	100	1,970.00	197,000
タムラ製作所	500	660.00	330,000
アルプスアルパイン	1,400	1,469.50	2,057,300

日本トリム	100	3,300.00	330,000
ローランド ディー. ジー.	100	5,340.00	534,000
フォスター電機	200	1,481.00	296,200
SMK	100	2,433.00	243,300
ヨコオ	200	2,010.00	402,000
ホシデン	400	1,979.00	791,600
ヒロセ電機	200	17,540.00	3,508,000
日本航空電子工業	500	2,467.00	1,233,500
TOA	200	1,075.00	215,000
マクセル	400	1,645.00	658,000
古野電気	200	2,085.00	417,000
スミダコーポレーション	300	1,165.00	349,500
アイコム	100	3,070.00	307,000
リオン	100	3,120.00	312,000
横河電機	1,800	4,082.00	7,347,600
新電元工業	100	3,005.00	300,500
アズビル	1,100	4,303.00	4,733,300
日本光電工業	700	4,612.00	3,228,400
チノー	100	2,585.00	258,500
共和電業	200	452.00	90,400
日本電子材料	200	3,685.00	737,000
堀場製作所	300	13,155.00	3,946,500
アドバンテスト	4,700	5,669.00	26,644,300
小野測器	100	680.00	68,000
エスペック	200	3,340.00	668,000
キーエンス	1,600	71,580.00	114,528,000
日置電機	100	7,220.00	722,000
シスメックス	4,200	2,695.50	11,321,100
日本マイクロニクス	300	6,040.00	1,812,000
メガチップス	200	4,175.00	835,000
OBARA GROUP	100	4,225.00	422,500
澤藤電機	100	1,229.00	122,900
コーセル	200	1,425.00	285,000
イリソ電子工業	100	3,110.00	311,000
オプテックスグループ	400	1,774.00	709,600
千代田インテグレ	100	2,830.00	283,000
レーザーテック	800	43,610.00	34,888,000
スタンレー電気	1,100	2,844.50	3,128,950
ウシオ電機	700	2,079.00	1,455,300
岡谷電機産業	100	241.00	24,100

ヘリオス テクノ ホールディング	100	497.00	49,700
日本セラミック	200	2,534.00	506,800
古河電池	200	1,172.00	234,400
双信電機	200	479.00	95,800
山一電機	200	3,645.00	729,000
図研	200	3,895.00	779,000
日本電子	400	6,617.00	2,646,800
カシオ計算機	1,300	1,150.50	1,495,650
ファナック	8,000	4,605.00	36,840,000
日本シイエムケイ	400	577.00	230,800
エンプラス	100	7,320.00	732,000
ローム	3,100	2,047.50	6,347,250
浜松ホトニクス	1,300	4,767.00	6,197,100
三井ハイテック	200	7,083.00	1,416,600
新光電気工業	500	5,589.00	2,794,500
京セラ	10,200	1,838.50	18,752,700
太陽誘電	800	3,282.00	2,625,600
村田製作所	14,800	2,986.50	44,200,200
双葉電子工業	400	517.00	206,800
北陸電気工業	100	1,404.00	140,400
ニチコン	500	1,208.00	604,000
日本ケミコン	100	1,562.00	156,200
KOA	300	1,514.00	454,200
市光工業	400	557.00	222,800
小糸製作所	1,700	2,149.00	3,653,300
ミツバ	400	1,057.00	422,800
SCREENホールディングス	600	15,445.00	9,267,000
キヤノン電子	200	2,251.00	450,200
キヤノン	8,100	4,487.00	36,344,700
リコー	4,000	1,324.00	5,296,000
象印マホービン	500	1,480.00	740,000
MUTOHホールディングス	100	2,540.00	254,000
東京エレクトロン	3,500	35,630.00	124,705,000
イノテック	200	1,736.00	347,200
トヨタ紡織	600	2,262.50	1,357,500
芦森工業	100	2,464.00	246,400
豊田自動織機	1,400	14,780.00	20,692,000
モリタホールディングス	300	1,767.00	530,100
三櫻工業	300	1,014.00	304,200
デンソー	13,400	2,538.50	34,015,900

東海理化電機製作所	400	2,174.00	869,600
川崎重工業	1,300	6,105.00	7,936,500
日本車輛製造	100	2,281.00	228,100
三菱ロジスネクスト	300	1,610.00	483,000
日産自動車	22,000	559.20	12,302,400
いすゞ自動車	4,700	2,057.00	9,667,900
トヨタ自動車	89,700	3,450.00	309,465,000
日野自動車	2,400	444.10	1,065,840
三菱自動車工業	6,300	430.00	2,709,000
GMB	100	1,342.00	134,200
武蔵精密工業	500	1,726.00	863,000
日産車体	200	933.00	186,600
新明和工業	500	1,364.00	682,000
極東開発工業	300	2,484.00	745,200
トピー工業	200	2,444.00	488,800
ティラド	100	3,615.00	361,500
曙ブレーキ工業	800	139.00	111,200
タチエス	400	1,988.00	795,200
NOK	500	2,124.50	1,062,250
フタバ産業	500	905.00	452,500
カヤバ	200	5,280.00	1,056,000
大同メタル工業	400	589.00	235,600
プレス工業	600	680.00	408,000
ミクニ	200	404.00	80,800
太平洋工業	400	1,543.00	617,200
アイシン	1,300	5,729.00	7,447,700
マツダ	5,400	1,588.50	8,577,900
今仙電機製作所	100	629.00	62,900
本田技研工業	38,700	1,745.00	67,531,500
スズキ	12,000	1,888.00	22,656,000
SUBARU	5,000	3,369.00	16,845,000
安永	100	615.00	61,500
ヤマハ発動機	7,000	1,515.00	10,605,000
TBK	100	305.00	30,500
豊田合成	500	3,003.00	1,501,500
愛三工業	300	1,428.00	428,400
日本プラスト	100	442.00	44,200
エフ・シー・シー	300	2,210.00	663,000
シマノ	600	25,650.00	15,390,000
テイ・エス テック	600	1,861.00	1,116,600

テルモ	9,100	2,699.50	24,565,450
日機装	400	1,247.00	498,800
日本エム・ディ・エム	200	633.00	126,600
島津製作所	2,200	4,288.00	9,433,600
長野計器	200	3,035.00	607,000
ブイ・テクノロジー	100	3,105.00	310,500
東京計器	200	3,165.00	633,000
インターアクション	100	1,507.00	150,700
東京精密	400	11,225.00	4,490,000
マニー	500	1,856.50	928,250
ニコン	2,400	1,620.00	3,888,000
トプコン	800	1,746.50	1,397,200
オリンパス	9,700	2,528.50	24,526,450
理研計器	200	3,890.00	778,000
タムロン	100	8,460.00	846,000
HOYA	3,200	18,225.00	58,320,000
シード	100	570.00	57,000
ノーリツ鋼機	200	4,115.00	823,000
A&Dホロンホールディングス	300	3,055.00	916,500
朝日インテック	2,000	2,211.00	4,422,000
シチズン時計	1,500	1,015.00	1,522,500
リズム	100	3,870.00	387,000
メニコン	500	1,327.00	663,500
セイコーグループ	300	4,460.00	1,338,000
ニプロ	1,400	1,186.50	1,661,100
パラマウントベッドホールディングス	400	2,625.00	1,050,000
ニホンフラッシュ	200	905.00	181,000
前田工織	100	3,155.00	315,500
バンダイナムコホールディングス	4,400	3,000.00	13,200,000
SHOE I	500	2,046.00	1,023,000
フランスベッドホールディングス	300	1,159.00	347,700
パイロットコーポレーション	300	4,332.00	1,299,600
萩原工業	100	1,527.00	152,700
フジシールインターナショナル	400	2,316.00	926,400
タカラトミー	700	2,819.00	1,973,300
広済堂ホールディングス	500	586.00	293,000
タカノ	100	965.00	96,500
プロネクサス	200	1,259.00	251,800
ホクシン	100	116.00	11,600
ウッドワン	100	945.00	94,500

TOPPANホールディングス	2,000	3,979.00	7,958,000
大日本印刷	1,700	4,766.00	8,102,200
共同印刷	100	3,510.00	351,000
NISSHA	300	1,875.00	562,500
TAKARA & COMPANY	100	2,643.00	264,300
アシックス	1,400	8,562.00	11,986,800
ツツミ	100	2,207.00	220,700
小松ウオール工業	100	3,265.00	326,500
ヤマハ	1,000	3,353.00	3,353,000
河合楽器製作所	100	3,255.00	325,500
クリナップ	200	706.00	141,200
ピジョン	1,100	1,510.50	1,661,550
キングジム	200	896.00	179,200
リンテック	100	3,240.00	324,000
イトーキ	400	1,596.00	638,400
任天堂	10,300	8,287.00	85,356,100
三菱鉛筆	300	2,304.00	691,200
タカラスタANDARD	200	1,705.00	341,000
コクヨ	600	2,639.00	1,583,400
ナカバヤシ	200	528.00	105,600
グローブライド	200	1,992.00	398,400
オカムラ	500	2,248.00	1,124,000
美津濃	200	7,920.00	1,584,000
東京電力ホールディングス	14,700	971.00	14,273,700
中部電力	6,000	2,089.00	12,534,000
関西電力	6,300	2,727.50	17,183,250
中国電力	2,900	1,072.50	3,110,250
北陸電力	1,600	1,120.50	1,792,800
東北電力	4,300	1,394.00	5,994,200
四国電力	1,400	1,466.00	2,052,400
九州電力	3,800	1,839.00	6,988,200
北海道電力	1,600	1,568.50	2,509,600
沖縄電力	500	1,136.00	568,000
電源開発	1,400	2,606.50	3,649,100
エフオン	200	419.00	83,800
イーレックス	300	712.00	213,600
レノバ	500	1,045.00	522,500
東京瓦斯	3,200	3,441.00	11,011,200
大阪瓦斯	3,300	3,424.00	11,299,200
東邦瓦斯	700	3,765.00	2,635,500

北海道瓦斯	200	3,465.00	693,000
西部ガスホールディングス	200	1,919.00	383,800
静岡ガス	400	952.00	380,800
SBSホールディングス	100	2,569.00	256,900
東武鉄道	1,800	2,760.00	4,968,000
相鉄ホールディングス	500	2,468.00	1,234,000
東急	4,500	1,806.00	8,127,000
京浜急行電鉄	2,000	1,172.50	2,345,000
小田急電鉄	2,700	1,663.00	4,490,100
京王電鉄	800	3,765.00	3,012,000
京成電鉄	1,100	5,865.00	6,451,500
富士急行	300	3,070.00	921,000
東日本旅客鉄道	9,000	2,878.00	25,902,000
西日本旅客鉄道	3,900	3,238.00	12,628,200
東海旅客鉄道	6,300	3,558.00	22,415,400
西武ホールディングス	2,000	2,357.50	4,715,000
西日本鉄道	500	2,471.50	1,235,750
ハマキョウレックス	200	3,995.00	799,000
サカイ引越センター	200	2,355.00	471,000
近鉄グループホールディングス	1,600	3,447.00	5,515,200
阪急阪神ホールディングス	2,200	4,108.00	9,037,600
南海電気鉄道	700	2,675.50	1,872,850
京阪ホールディングス	900	3,017.00	2,715,300
神戸電鉄	100	2,790.00	279,000
名古屋鉄道	1,700	2,034.00	3,457,800
ヤマトホールディングス	2,000	1,738.50	3,477,000
山九	500	5,565.00	2,782,500
丸全昭和運輸	200	4,840.00	968,000
センコーグループホールディングス	900	1,152.00	1,036,800
トナミホールディングス	100	4,910.00	491,000
ニッコンホールディングス	500	2,927.00	1,463,500
福山通運	200	3,725.00	745,000
セイノーホールディングス	1,000	2,058.50	2,058,500
AZ-COM丸和ホールディングス	500	1,170.00	585,000
C&Fロジホールディングス	200	5,430.00	1,086,000
九州旅客鉄道	1,200	3,434.00	4,120,800
SGホールディングス	2,800	1,548.50	4,335,800
NIPPON EXPRESSホールディングス	500	7,639.00	3,819,500
日本郵船	4,700	5,059.00	23,777,300

商船三井	3,600	5,184.00	18,662,400
川崎汽船	4,000	2,418.00	9,672,000
N S ユナイテッド海運	100	5,040.00	504,000
明海グループ	100	747.00	74,700
飯野海運	600	1,347.00	808,200
共栄タンカー	100	1,167.00	116,700
乾汽船	200	1,090.00	218,000
日本航空	4,000	2,668.00	10,672,000
ANAホールディングス	4,400	3,064.00	13,481,600
パスコ	100	1,856.00	185,600
日新	100	4,345.00	434,500
三菱倉庫	500	5,165.00	2,582,500
三井倉庫ホールディングス	200	4,235.00	847,000
住友倉庫	500	2,537.00	1,268,500
澁澤倉庫	100	3,060.00	306,000
東陽倉庫	100	1,495.00	149,500
日本トランスシティ	400	852.00	340,800
ケイヒン	100	2,054.00	205,400
安田倉庫	200	1,461.00	292,200
東洋埠頭	100	1,358.00	135,800
上組	700	3,145.00	2,201,500
キューソー流通システム	100	1,194.00	119,400
東海運	300	291.00	87,300
NEC ネットエスアイ	500	2,216.00	1,108,000
システナ	2,600	278.00	722,800
デジタルアーツ	200	3,740.00	748,000
日鉄ソリューションズ	300	5,000.00	1,500,000
コア	100	1,888.00	188,800
ソフトクリエイイトホールディングス	200	1,946.00	389,200
T I S	1,800	2,883.00	5,189,400
グリー	500	508.00	254,000
コーエーテクモホールディングス	1,100	1,261.00	1,387,100
ブレインパッド	200	1,152.00	230,400
K L a b	200	233.00	46,600
ポールトゥウィンホールディングス	300	451.00	135,300
ネクソン	3,600	2,466.00	8,877,600
エムアップホールディングス	300	1,232.00	369,600
エイチーム	200	650.00	130,000
テクノスジャパン	100	624.00	62,400
コロプラ	500	602.00	301,000

ブロードリーフ	800	509.00	407,200
フィックスターズ	300	1,832.00	549,600
セレス	100	1,967.00	196,700
SHIFT	100	16,695.00	1,669,500
ティーガイア	200	1,940.00	388,000
テクマトリックス	400	1,784.00	713,600
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	500	2,567.00	1,283,500
GMOペイメントゲートウェイ	400	7,168.00	2,867,200
インターネットイニシアティブ	700	2,296.00	1,607,200
さくらインターネット	200	5,390.00	1,078,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	100	2,835.00	283,500
SRAホールディングス	100	4,055.00	405,500
フリービット	100	1,431.00	143,100
コムチュア	300	1,862.00	558,600
アステリア	100	542.00	54,200
メディカル・データ・ビジョン	200	474.00	94,800
ラクス	800	1,750.00	1,400,000
オープンドア	200	633.00	126,600
アカツキ	100	2,042.00	204,200
チェンジホールディングス	400	1,215.00	486,000
シンクロ・フード	100	552.00	55,200
マクロミル	400	895.00	358,000
ビーグリー	100	1,083.00	108,300
テモナ	100	219.00	21,900
マネーフォワード	400	5,426.00	2,170,400
プラスアルファ・コンサルティング	200	1,928.00	385,600
電算システムホールディングス	100	2,510.00	251,000
Appier Group	500	1,272.00	636,000
ビジョナル	200	7,590.00	1,518,000
フェイス	100	434.00	43,400
野村総合研究所	3,600	4,202.00	15,127,200
インテージホールディングス	200	1,403.00	280,600
インフォコム	300	4,480.00	1,344,000
ラクスル	500	862.00	431,000
メルカリ	800	1,868.00	1,494,400
ヴィッツ	100	813.00	81,300
トビラシステムズ	100	784.00	78,400
Sansan	500	1,615.00	807,500
Link-Uグループ	100	631.00	63,100

メドレー	300	3,230.00	969,000	
JMDC	300	2,750.00	825,000	
クレスコ	200	2,367.00	473,400	
フジ・メディア・ホールディングス	1,600	1,684.00	2,694,400	
オービック	500	20,505.00	10,252,500	
ジャストシステム	300	2,602.00	780,600	
TDCソフト	400	1,124.00	449,600	
LINEヤフー	23,300	371.10	8,646,630	
トレンドマイクロ	800	7,191.00	5,752,800	
日本オラクル	300	12,035.00	3,610,500	
アルファシステムズ	100	2,751.00	275,100	
フューチャー	400	1,494.00	597,600	
SBテクノロジー	100	2,945.00	294,500	
トーセ	100	691.00	69,100	
オービックビジネスコンサルタント	300	6,659.00	1,997,700	
アイティフォー	300	1,320.00	396,000	
エクスネット	100	1,501.00	150,100	
大塚商会	1,600	2,978.00	4,764,800	
電通総研	200	5,280.00	1,056,000	
デジタルガレージ	300	2,428.00	728,400	
ウェザーニューズ	100	4,665.00	466,500	
CIJ	400	450.00	180,000	
日本エンタープライズ	100	135.00	13,500	
WOWOW	200	1,041.00	208,200	
スカラ	200	714.00	142,800	
ANYCOLOR	200	2,167.00	433,400	
ネットワンシステムズ	500	2,917.00	1,458,500	
システムソフト	1,200	65.00	78,000	
アルゴグラフィックス	200	4,005.00	801,000	
エイベックス	300	1,211.00	363,300	
BIPROGY	500	4,179.00	2,089,500	
TBSホールディングス	800	3,451.00	2,760,800	
日本テレビホールディングス	1,400	2,050.00	2,870,000	
テレビ朝日ホールディングス	500	1,920.00	960,000	
スカパーJ SATホールディングス	1,300	879.00	1,142,700	
テレビ東京ホールディングス	200	3,035.00	607,000	
ビジョン	300	1,233.00	369,900	
日本電信電話	487,000	155.80	75,874,600	
KDDI	12,600	4,346.00	54,759,600	
ソフトバンク	26,200	1,900.00	49,780,000	

光通信	200	24,475.00	4,895,000
GMOインターネットグループ	500	2,481.50	1,240,750
KADOKAWA	900	3,111.00	2,799,900
学研ホールディングス	300	980.00	294,000
ゼンリン	300	858.00	257,400
インプレスホールディングス	200	160.00	32,000
松竹	100	9,360.00	936,000
東宝	900	4,921.00	4,428,900
東映	300	3,510.00	1,053,000
NTTデータグループ	4,200	2,418.00	10,155,600
DTS	400	4,280.00	1,712,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	700	4,728.00	3,309,600
シーイーシー	300	1,769.00	530,700
カプコン	2,800	2,716.50	7,606,200
ジャステック	100	1,935.00	193,500
SCSK	1,200	3,011.00	3,613,200
アイネス	200	1,638.00	327,600
TKC	300	3,365.00	1,009,500
富士ソフト	400	6,550.00	2,620,000
NSD	600	2,837.00	1,702,200
コナミグループ	600	10,460.00	6,276,000
ミロク情報サービス	100	1,829.00	182,900
ソフトバンクグループ	8,100	8,609.00	69,732,900
リョーサン菱洋ホールディングス	400	3,190.00	1,276,000
伊藤忠食品	100	7,130.00	713,000
エレマテック	200	2,001.00	400,200
あらた	300	3,320.00	996,000
円谷フィールズホールディングス	400	1,513.00	605,200
双日	1,900	4,132.00	7,850,800
アルフレッサ ホールディングス	1,700	2,140.00	3,638,000
横浜冷凍	500	1,012.00	506,000
ラサ商事	100	1,796.00	179,600
アルコニックス	300	1,431.00	429,300
神戸物産	1,400	3,428.00	4,799,200
あい ホールディングス	300	2,482.00	744,600
ダイワボウホールディングス	700	2,739.00	1,917,300
マクニカホールディングス	400	6,658.00	2,663,200
ラクト・ジャパン	100	2,699.00	269,900
TOKAIホールディングス	600	967.00	580,200

三洋貿易	300	1,619.00	485,700
ウイン・パートナーズ	100	1,160.00	116,000
シップヘルスケアホールディングス	500	2,248.00	1,124,000
コメダホールディングス	500	2,659.00	1,329,500
富士興産	100	1,664.00	166,400
フルサト・マルカホールディングス	200	2,139.00	427,800
佐島電機	100	2,214.00	221,400
伯東	100	5,150.00	515,000
ナガイレーベン	300	2,328.00	698,400
三菱食品	100	5,180.00	518,000
松田産業	200	2,783.00	556,600
第一興商	600	1,646.50	987,900
メディopalホールディングス	1,800	2,234.00	4,021,200
S P K	100	2,049.00	204,900
アズワン	600	2,426.00	1,455,600
尾家産業	100	2,007.00	200,700
シモジマ	200	1,294.00	258,800
ドウシシャ	200	2,190.00	438,000
高速	200	2,135.00	427,000
ハピネット	200	3,380.00	676,000
日本ライフライン	500	1,122.00	561,000
I D O M	500	1,308.00	654,000
進和	100	2,747.00	274,700
ダイトロン	100	3,155.00	315,500
シークス	200	1,340.00	268,000
田中商事	100	788.00	78,800
オーハシテクニカ	100	1,687.00	168,700
伊藤忠商事	11,600	7,384.00	85,654,400
丸紅	14,300	3,096.00	44,272,800
高島	100	1,070.00	107,000
長瀬産業	800	3,117.00	2,493,600
豊田通商	1,500	9,589.00	14,383,500
三共生興	300	739.00	221,700
兼松	600	2,669.00	1,601,400
ツカモトコーポレーション	100	1,179.00	117,900
三井物産	13,000	8,143.00	105,859,000
日本紙パルプ商事	100	5,920.00	592,000
スターゼン	200	2,783.00	556,600
山善	500	1,397.00	698,500
椿本興業	300	2,189.00	656,700

住友商事	10,500	4,114.00	43,197,000
内田洋行	100	6,970.00	697,000
三菱商事	33,200	3,380.00	112,216,000
第一実業	200	2,350.00	470,000
キャノンマーケティングジャパン	500	4,449.00	2,224,500
西華産業	100	3,820.00	382,000
佐藤商事	200	1,647.00	329,400
ユアサ商事	200	5,640.00	1,128,000
神鋼商事	100	7,020.00	702,000
阪和興業	400	6,580.00	2,632,000
正栄食品工業	100	4,460.00	446,000
RYODEN	100	2,550.00	255,000
岩谷産業	400	9,120.00	3,648,000
ニチモウ	100	2,064.00	206,400
極東貿易	200	1,722.00	344,400
三愛オブリ	500	2,045.00	1,022,500
稲畑産業	400	3,365.00	1,346,000
明和産業	300	720.00	216,000
東邦ホールディングス	500	3,811.00	1,905,500
サンゲツ	500	3,020.00	1,510,000
ミツウロコグループホールディングス	200	1,247.00	249,400
シナネンホールディングス	100	4,640.00	464,000
サンリオ	1,400	2,508.50	3,511,900
サンワテクノス	100	2,280.00	228,000
トーヨー	100	3,150.00	315,000
三信電気	100	2,135.00	213,500
東陽テクニカ	200	1,530.00	306,000
モスフードサービス	300	3,510.00	1,053,000
加賀電子	200	6,130.00	1,226,000
PALTAC	300	4,200.00	1,260,000
太平洋興発	100	787.00	78,700
ヤマタネ	100	2,815.00	281,500
トラスコ中山	400	2,506.00	1,002,400
オートバックスセブン	500	1,521.50	760,750
加藤産業	200	4,160.00	832,000
イエローハット	200	2,020.00	404,000
JKホールディングス	200	1,035.00	207,000
日伝	100	3,195.00	319,500
北沢産業	100	351.00	35,100
杉本商事	100	2,420.00	242,000

因幡電機産業	500	3,720.00	1,860,000
ミスミグループ本社	2,600	2,693.50	7,003,100
タキヒヨー	100	1,161.00	116,100
スズケン	600	4,599.00	2,759,400
サンエー	100	4,705.00	470,500
カワチ薬品	200	2,842.00	568,400
エービーシー・マート	700	3,037.00	2,125,900
ハードオフコーポレーション	100	2,056.00	205,600
アスクル	500	2,246.00	1,123,000
ゲオホールディングス	200	1,737.00	347,400
アダストリア	300	3,690.00	1,107,000
くら寿司	200	4,880.00	976,000
キャンドゥ	100	2,910.00	291,000
I Kホールディングス	100	432.00	43,200
パルグループホールディングス	400	1,842.00	736,800
エディオン	600	1,538.00	922,800
あみやき亭	100	6,160.00	616,000
ひらまつ	200	207.00	41,400
ハニーズホールディングス	200	1,686.00	337,200
アルペン	100	1,989.00	198,900
クオールホールディングス	300	1,497.00	449,100
ジンスホールディングス	200	3,750.00	750,000
ビックカメラ	1,000	1,472.00	1,472,000
DCMホールディングス	1,000	1,518.00	1,518,000
Monotaro	2,400	1,602.50	3,846,000
J. フロント リテイリング	2,000	1,484.50	2,969,000
ドトール・日レスホールディングス	400	2,146.00	858,400
マツキヨココカラ&カンパニー	3,200	2,247.00	7,190,400
ブロンコビリー	100	4,095.00	409,500
ZOZO	1,100	3,634.00	3,997,400
物語コーポレーション	300	3,505.00	1,051,500
三越伊勢丹ホールディングス	2,900	3,063.00	8,882,700
ウエルシアホールディングス	900	2,165.00	1,948,500
クリエイトSDホールディングス	300	3,345.00	1,003,500
シュッピン	200	1,232.00	246,400
オイシックス・ラ・大地	300	1,129.00	338,700
ネクステージ	500	2,647.00	1,323,500
ジョイフル本田	500	2,098.00	1,049,000
エターナルホスピタリティグループ	100	3,905.00	390,500
すかいらーくホールディングス	2,400	2,200.00	5,280,000

綿半ホールディングス	200	1,594.00	318,800
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	500	876.00	438,000
あさひ	100	1,413.00	141,300
日本調剤	200	1,415.00	283,000
コスモス薬品	200	12,875.00	2,575,000
セブン&アイ・ホールディングス	17,700	2,035.50	36,028,350
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	1,200	1,107.00	1,328,400
ツルハホールディングス	400	9,317.00	3,726,800
サンマルクホールディングス	200	2,114.00	422,800
トリドールホールディングス	500	3,820.00	1,910,000
TOKYO BASE	200	297.00	59,400
串カツ田中ホールディングス	100	1,621.00	162,100
バロックジャパンリミテッド	100	780.00	78,000
クスリのアオキホールディングス	500	3,130.00	1,565,000
FOOD & LIFE COMPANIES	900	2,990.00	2,691,000
はるやまホールディングス	100	593.00	59,300
ノジマ	500	1,679.00	839,500
カッパ・クリエイト	300	1,646.00	493,800
ライトオン	100	385.00	38,500
良品計画	2,100	2,456.00	5,157,600
パリミキホールディングス	200	363.00	72,600
アドヴァングループ	200	1,020.00	204,000
アルビス	100	2,639.00	263,900
コナカ	200	299.00	59,800
コジマ	300	855.00	256,500
コーナン商事	200	4,285.00	857,000
エコス	100	2,271.00	227,100
ワタミ	200	907.00	181,400
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	3,500	4,000.00	14,000,000
西松屋チェーン	400	2,263.00	905,200
ゼンショーホールディングス	900	6,212.00	5,590,800
幸楽苑ホールディングス	100	1,256.00	125,600
ハークスレイ	100	788.00	78,800
サイゼリヤ	300	5,190.00	1,557,000
V Tホールディングス	500	488.00	244,000
ユナイテッドアローズ	300	1,743.00	522,900
ハイデイ日高	200	2,920.00	584,000

コロワイド	700	2,006.50	1,404,550
巻番屋	500	1,109.00	554,500
スギホールディングス	1,100	2,360.50	2,596,550
薬王堂ホールディングス	100	2,811.00	281,100
スクロール	300	1,052.00	315,600
ヨンドシーホールディングス	200	1,888.00	377,600
木曾路	300	2,482.00	744,600
S R Sホールディングス	100	1,189.00	118,900
上新電機	200	2,550.00	510,000
日本瓦斯	900	2,416.50	2,174,850
ロイヤルホールディングス	400	2,639.00	1,055,600
チヨダ	200	905.00	181,000
ライフコーポレーション	200	4,060.00	812,000
リンガーハット	100	2,319.00	231,900
M r M a x HD	300	655.00	196,500
A O K Iホールディングス	400	1,274.00	509,600
オークワ	300	923.00	276,900
コメリ	300	3,720.00	1,116,000
青山商事	400	1,499.00	599,600
しまむら	400	7,660.00	3,064,000
高島屋	1,200	2,445.00	2,934,000
松屋	400	961.00	384,400
エイチ・ツー・オー リテイリング	800	2,292.00	1,833,600
丸井グループ	1,200	2,313.50	2,776,200
アクシアル リテイリング	800	993.00	794,400
イオン	5,800	3,351.00	19,435,800
イズミ	400	3,375.00	1,350,000
平和堂	300	2,350.00	705,000
フジ	300	1,914.00	574,200
ヤオコー	300	9,046.00	2,713,800
ゼビオホールディングス	300	1,116.00	334,800
ケーズホールディングス	1,200	1,409.50	1,691,400
Genky Drug Stores	100	5,710.00	571,000
ブックオフグループホールディングス	200	1,546.00	309,200
ギフトホールディングス	100	2,989.00	298,900
アインホールディングス	300	5,838.00	1,751,400
元気寿司	100	3,210.00	321,000
ヤマダホールディングス	5,100	432.70	2,206,770
アークランズ	300	1,915.00	574,500
ニトリホールディングス	600	17,695.00	10,617,000

グルメ杵屋	100	1,088.00	108,800
吉野家ホールディングス	600	2,899.00	1,739,400
松屋フーズホールディングス	100	5,360.00	536,000
サガミホールディングス	300	1,545.00	463,500
関西フードマーケット	200	2,380.00	476,000
王将フードサービス	100	8,860.00	886,000
ミニストップ	200	1,560.00	312,000
アークス	400	3,010.00	1,204,000
バローホールディングス	400	2,376.00	950,400
ファーストリテイリング	1,000	40,830.00	40,830,000
サンドラッグ	600	3,975.00	2,385,000
サックスバー ホールディングス	200	781.00	156,200
ヤマザワ	100	1,267.00	126,700
やまや	100	3,070.00	307,000
ベルーナ	500	715.00	357,500
いよぎんホールディングス	1,900	1,364.50	2,592,550
しずおかフィナンシャルグループ	3,600	1,532.50	5,517,000
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	1,300	1,610.00	2,093,000
楽天銀行	800	2,794.00	2,235,200
京都フィナンシャルグループ	2,100	2,631.00	5,525,100
じもとホールディングス	100	381.00	38,100
めぶきフィナンシャルグループ	7,400	584.50	4,325,300
東京きらぼしフィナンシャルグループ	200	4,835.00	967,000
九州フィナンシャルグループ	3,200	968.70	3,099,840
ゆうちょ銀行	17,700	1,514.00	26,797,800
コンコルディア・フィナンシャルグループ	8,600	943.80	8,116,680
西日本フィナンシャルホールディングス	900	2,049.00	1,844,100
三十三フィナンシャルグループ	200	2,027.00	405,400
第四北越フィナンシャルグループ	300	4,770.00	1,431,000
ひろぎんホールディングス	2,300	1,222.50	2,811,750
おきなわフィナンシャルグループ	200	2,584.00	516,800
十六フィナンシャルグループ	100	4,675.00	467,500
北國フィナンシャルホールディングス	200	5,070.00	1,014,000
プロクレアホールディングス	200	1,813.00	362,600
あいちフィナンシャルグループ	300	2,618.00	785,400
あおぞら銀行	1,200	2,378.00	2,853,600
三菱UFJフィナンシャル・グループ	97,900	1,590.50	155,709,950
りそなホールディングス	18,600	1,003.50	18,665,100
三井住友トラスト・ホールディングス	5,800	3,592.00	20,833,600

三井住友フィナンシャルグループ	11,500	9,924.00	114,126,000
千葉銀行	4,400	1,409.50	6,201,800
群馬銀行	3,200	1,036.50	3,316,800
武蔵野銀行	100	3,140.00	314,000
千葉興業銀行	400	972.00	388,800
筑波銀行	800	315.00	252,000
七十七銀行	500	4,660.00	2,330,000
秋田銀行	200	2,347.00	469,400
山形銀行	200	1,099.00	219,800
岩手銀行	200	2,643.00	528,600
東邦銀行	1,300	360.00	468,000
東北銀行	100	1,200.00	120,000
ふくおかフィナンシャルグループ	1,400	4,355.00	6,097,000
スルガ銀行	1,400	990.00	1,386,000
八十二銀行	3,500	1,052.50	3,683,750
山梨中央銀行	200	1,945.00	389,000
大垣共立銀行	400	2,208.00	883,200
福井銀行	200	1,946.00	389,200
清水銀行	100	1,588.00	158,800
滋賀銀行	300	4,165.00	1,249,500
南都銀行	300	3,445.00	1,033,500
百五銀行	1,400	660.00	924,000
紀陽銀行	500	1,872.00	936,000
ほくほくフィナンシャルグループ	1,100	2,118.00	2,329,800
山陰合同銀行	1,100	1,445.00	1,589,500
百十四銀行	200	3,255.00	651,000
四国銀行	300	1,092.00	327,600
阿波銀行	300	2,765.00	829,500
大分銀行	200	3,385.00	677,000
宮崎銀行	100	3,355.00	335,500
佐賀銀行	100	2,610.00	261,000
琉球銀行	400	1,221.00	488,400
セブン銀行	4,900	264.60	1,296,540
みずほフィナンシャルグループ	21,700	3,164.00	68,658,800
山口フィナンシャルグループ	1,600	1,790.00	2,864,000
名古屋銀行	100	7,260.00	726,000
北洋銀行	2,500	550.00	1,375,000
大光銀行	100	1,615.00	161,500
愛媛銀行	300	1,187.00	356,100
トマト銀行	100	1,196.00	119,600

京葉銀行	300	811.00	243,300
栃木銀行	800	367.00	293,600
北日本銀行	100	2,550.00	255,000
東和銀行	200	682.00	136,400
トモニホールディングス	600	406.00	243,600
フィデアホールディングス	200	1,589.00	317,800
池田泉州ホールディングス	2,100	400.00	840,000
F P G	500	2,082.00	1,041,000
S B I ホールディングス	2,600	3,999.00	10,397,400
ジャフコ グループ	500	1,862.00	931,000
大和証券グループ本社	12,400	1,158.00	14,359,200
野村ホールディングス	27,100	940.70	25,492,970
岡三証券グループ	1,400	764.00	1,069,600
丸三証券	500	1,048.00	524,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,000	586.00	1,172,000
水戸証券	500	539.00	269,500
いちよし証券	400	819.00	327,600
松井証券	800	806.00	644,800
マネックスグループ	1,600	797.00	1,275,200
アイザワ証券グループ	200	1,990.00	398,000
小林洋行	100	294.00	29,400
かんぽ生命保険	1,600	2,909.50	4,655,200
S O M P O ホールディングス	7,200	3,167.00	22,802,400
アニコム ホールディングス	500	591.00	295,500
MS & AD インシュアランスグループ ホールディングス	10,800	3,302.00	35,661,600
第一生命ホールディングス	7,600	4,001.00	30,407,600
東京海上ホールディングス	15,700	5,349.00	83,979,300
T & D ホールディングス	4,300	2,609.00	11,218,700
N E X Y Z . G r o u p	100	610.00	61,000
全国保証	400	5,636.00	2,254,400
S B I アルヒ	200	844.00	168,800
クレディセゾン	1,000	3,338.00	3,338,000
芙蓉総合リース	200	12,725.00	2,545,000
みずほリース	1,500	1,076.00	1,614,000
東京センチュリー	1,300	1,455.00	1,891,500
日本証券金融	500	1,608.00	804,000
アイフル	2,400	403.00	967,200
リコーリース	200	5,110.00	1,022,000
イオンフィナンシャルサービス	1,000	1,322.00	1,322,000

アコム	2,900	400.90	1,162,610
ジャックス	200	4,935.00	987,000
オリエントコーポレーション	500	1,050.00	525,000
オリックス	9,700	3,361.00	32,601,700
三菱HCキャピタル	7,200	1,026.50	7,390,800
日本取引所グループ	4,100	3,843.00	15,756,300
イー・ギャランティ	200	1,340.00	268,000
アサックス	100	846.00	84,600
大東建託	600	16,420.00	9,852,000
いちご	1,900	397.00	754,300
日本駐車場開発	1,800	193.00	347,400
ビューリック	3,800	1,451.00	5,513,800
野村不動産ホールディングス	900	3,854.00	3,468,600
サムティ	300	2,617.00	785,100
地主	200	2,349.00	469,800
JPMC	100	1,198.00	119,800
フージャースホールディングス	300	1,087.00	326,100
オープンハウスグループ	600	4,500.00	2,700,000
東急不動産ホールディングス	4,800	1,045.00	5,016,000
飯田グループホールディングス	1,500	2,113.00	3,169,500
And Doホールディングス	100	1,153.00	115,300
霞ヶ関キャピタル	100	17,160.00	1,716,000
パーク24	1,100	1,637.50	1,801,250
三井不動産	22,300	1,418.00	31,621,400
三菱地所	10,500	2,554.50	26,822,250
平和不動産	300	3,885.00	1,165,500
東京建物	1,400	2,429.00	3,400,600
京阪神ビルディング	400	1,495.00	598,000
住友不動産	2,300	4,877.00	11,217,100
テーオーシー	300	695.00	208,500
スターツコーポレーション	300	3,260.00	978,000
フジ住宅	300	739.00	221,700
ゴールドクレスト	200	2,430.00	486,000
エスリード	100	3,970.00	397,000
日神グループホールディングス	300	524.00	157,200
日本エスコン	400	1,033.00	413,200
MIRARTHホールディングス	500	480.00	240,000
AVANTIA	100	832.00	83,200
イオンモール	800	1,862.00	1,489,600
ランド	14,300	8.00	114,400

カチタス	500	1,622.00	811,000
トーセイ	300	2,209.00	662,700
サンフロンティア不動産	100	1,972.00	197,200
日本空港ビルデング	500	5,435.00	2,717,500
L I F U L L	500	162.00	81,000
M I X I	400	2,777.00	1,110,800
日本M&Aセンターホールディングス	2,700	734.20	1,982,340
UTグループ	300	2,976.00	892,800
オープンアップグループ	500	2,031.00	1,015,500
コシダカホールディングス	500	810.00	405,000
パソナグループ	300	2,235.00	670,500
リンクアンドモチベーション	500	431.00	215,500
エス・エム・エス	500	1,900.00	950,000
パーソルホールディングス	17,100	223.30	3,818,430
リニカル	100	393.00	39,300
クックパッド	500	167.00	83,500
学情	100	1,750.00	175,000
総合警備保障	2,800	949.00	2,657,200
カカクコム	1,200	1,909.50	2,291,400
ルネサンス	200	936.00	187,200
ディップ	300	2,655.00	796,500
デジタルホールディングス	100	1,027.00	102,700
エムスリー	3,300	1,545.00	5,098,500
ツカダ・グローバルホールディング	200	481.00	96,200
ウエルネット	100	607.00	60,700
ワールドホールディングス	100	2,248.00	224,800
ディー・エヌ・エー	500	1,425.50	712,750
博報堂DYホールディングス	2,200	1,312.00	2,886,400
ぐるなび	300	308.00	92,400
ファンコミュニケーションズ	300	413.00	123,900
ライク	100	1,610.00	161,000
WDBホールディングス	100	1,668.00	166,800
アドウェイズ	300	393.00	117,900
バリューコマース	200	1,140.00	228,000
インフォマート	1,800	309.00	556,200
J Pホールディングス	500	493.00	246,500
プレステージ・インターナショナル	500	651.00	325,500
アミューズ	100	1,605.00	160,500
ドリームインキュベータ	100	2,228.00	222,800
クイック	100	2,159.00	215,900

電通グループ	1,600	4,159.00	6,654,400
びあ	100	3,020.00	302,000
イオンファンタジー	100	2,240.00	224,000
シーティーエス	300	760.00	228,000
H. U. グループホールディングス	500	2,482.00	1,241,000
アルプス技研	100	2,618.00	261,800
オリエンタルランド	8,900	4,585.00	40,806,500
ダスキン	400	3,539.00	1,415,600
明光ネットワークジャパン	300	716.00	214,800
ファルコホールディングス	100	2,294.00	229,400
ラウンドワン	1,500	709.00	1,063,500
リゾートトラスト	600	2,552.00	1,531,200
ビー・エム・エル	300	2,777.00	833,100
ユー・エス・エス	3,800	1,220.00	4,636,000
東京個別指導学院	300	410.00	123,000
サイバーエージェント	3,700	965.80	3,573,460
楽天グループ	14,400	800.60	11,528,640
テー・オー・ダブリュー	400	355.00	142,000
セントラルスポーツ	100	2,490.00	249,000
フルキャストホールディングス	200	1,410.00	282,000
エン・ジャパン	300	2,622.00	786,600
テクノプロ・ホールディングス	1,000	2,600.00	2,600,000
アイ・アールジャパンホールディングス	100	1,240.00	124,000
Gunosy	200	709.00	141,800
デザインワン・ジャパン	100	137.00	13,700
イー・ガーディアン	100	1,898.00	189,800
ジャパンマテリアル	500	2,029.00	1,014,500
ベクトル	300	1,339.00	401,700
アサンテ	100	1,690.00	169,000
M&Aキャピタルパートナーズ	200	2,057.00	411,400
エスクロー・エージェント・ジャパン	200	141.00	28,200
メドピア	200	581.00	116,200
リクルートホールディングス	12,100	7,884.00	95,396,400
エラン	300	861.00	258,300
日本郵政	19,800	1,450.50	28,719,900
ベルシステム24ホールディングス	200	1,597.00	319,400
鎌倉新書	200	543.00	108,600
ソラスト	500	462.00	231,000
バイカレント・コンサルティング	1,200	3,395.00	4,074,000
Orchestra Holdings	100	1,423.00	142,300

キャリアインデックス	300	171.00	51,300
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	500	2,805.00	1,402,500
キュービーネットホールディングス	100	1,130.00	113,000
ギークス	100	459.00	45,900
アンビスホールディングス	400	2,101.00	840,400
カーブスホールディングス	500	736.00	368,000
リログループ	900	1,589.50	1,430,550
I D & Eホールディングス	200	4,255.00	851,000
T R Eホールディングス	400	1,149.00	459,600
大栄環境	400	2,491.00	996,400
日本管財ホールディングス	100	2,535.00	253,500
M & A総研ホールディングス	200	4,135.00	827,000
エイチ・アイ・エス	500	1,708.00	854,000
共立メンテナンス	600	3,174.00	1,904,400
イチネンホールディングス	200	1,611.00	322,200
建設技術研究所	100	5,120.00	512,000
燦ホールディングス	200	1,184.00	236,800
東京テアトル	100	1,123.00	112,300
東京都競馬	200	4,195.00	839,000
カナモト	300	2,648.00	794,400
ニシオホールディングス	200	3,865.00	773,000
トランス・コスモス	300	3,325.00	997,500
乃村工藝社	700	824.00	576,800
セコム	1,700	10,020.00	17,034,000
セントラル警備保障	100	2,929.00	292,900
丹青社	200	831.00	166,200
メイテックグループホールディングス	500	3,078.00	1,539,000
応用地質	200	2,545.00	509,000
船井総研ホールディングス	400	2,211.00	884,400
進学会ホールディングス	100	240.00	24,000
イオンディライト	200	3,865.00	773,000
ナック	200	529.00	105,800
ダイセキ	400	3,125.00	1,250,000
合 計	2,608,000		6,383,701,570

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(3) 注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年5月28日から2024年11月27日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA TOPIXオープン2024の2024年5月28日から2024年11月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JA TOPIXオープン2024の2024年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年5月28日から2024年11月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【中間財務諸表】

【JA TOPIXオープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2024年 5月27日現在	当中間計算期間末 2024年11月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	231,203,249	159,544,323
株式	6,383,701,570	6,138,322,210
派生商品評価勘定	419,560	4,972,678
未収入金	4,272,800	-
未収配当金	62,333,267	53,737,116
未収利息	470	976
差入委託証拠金	12,931,678	11,450,627
流動資産合計	6,694,862,594	6,368,027,930
資産合計	6,694,862,594	6,368,027,930
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	103,704	1,754,300
前受金	2,162,000	5,424,050
未払収益分配金	119,491,831	-
未払解約金	-	111,857
未払受託者報酬	2,741,825	2,489,810
未払委託者報酬	18,801,077	17,072,919
その他未払費用	292,150	106,645
流動負債合計	143,592,587	26,959,581
負債合計	143,592,587	26,959,581
純資産の部		
元本等		
元本	2,811,572,499	2,802,898,977
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	3,739,697,508	3,538,169,372
(分配準備積立金)	3,744,959,931	3,715,415,923
元本等合計	6,551,270,007	6,341,068,349
純資産合計	6,551,270,007	6,341,068,349
負債純資産合計	6,694,862,594	6,368,027,930

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2023年 5月26日 至 2023年11月25日	当中間計算期間 自 2024年 5月28日 至 2024年11月27日
営業収益		
受取配当金	105,396,494	70,937,042
受取利息	1,199	137,108
有価証券売買等損益	1,116,272,143	△235,331,444
派生商品取引等損益	29,057,240	△6,591,360
その他収益	69,260	11,587
営業収益合計	1,250,796,336	△170,837,067
営業費用		
支払利息	85,189	-
受託者報酬	4,024,563	2,489,810
委託者報酬	27,596,944	17,072,919
その他費用	172,926	106,645
営業費用合計	31,879,622	19,669,374
営業利益又は営業損失 (△)	1,218,916,714	△190,506,441
経常利益又は経常損失 (△)	1,218,916,714	△190,506,441
中間純利益又は中間純損失 (△)	1,218,916,714	△190,506,441
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	294,909,270	△1,598,722
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	5,084,599,732	3,739,697,508
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,663,965	16,981,192
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,663,965	16,981,192
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,749,171,544	29,601,609
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,749,171,544	29,601,609
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	4,274,099,597	3,538,169,372

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目		前計算期間末 2024年 5月27日現在	当中間計算期間末 2024年11月27日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	6,322,059,179円	2,811,572,499円
	期中追加設定元本額	25,755,982円	13,696,391円
	期中一部解約元本額	3,536,242,662円	22,369,913円
2.	中間計算期間の末日における受益権の総数	2,811,572,499口	2,802,898,977口
3.	一口当たり純資産額	2.3301円	2.2623円
	(一万口当たり純資産額)	(23,301円)	(22,623円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2024年 5月27日現在	当中間計算期間末 2024年11月27日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)
 取引の時価等に関する事項
 (株式関連)

第26期 (2024年 5月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	143,697,000	—	144,014,000	317,000
合計		143,697,000	—	144,014,000	317,000

当中間計算期間末 (2024年11月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	199,281,950	—	202,502,000	3,220,050
合計		199,281,950	—	202,502,000	3,220,050

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	6,633,567,120円
II 負債総額	6,228,275円
III 純資産総額 (I - II)	6,627,338,845円
IV 発行済口数	2,800,968,041口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	23,661円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年12月30日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

① 運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

5. コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

② 運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	257本	3,693,059百万円
公社債投資信託	62本	257,834百万円
合計	319本	3,950,893百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）、並びに同規則第282条第1項及び第306条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充 洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 啓
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月13日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 啓
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 堀 敦 哉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※ 1		18,266,544		18,932,059
分別金信託			100,000		100,000
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			1,000,000		—
前払費用			344,367		486,689
未収委託者報酬			1,872,978		1,872,842
未収運用受託報酬	※ 1		2,021,600		2,465,487
未収投資助言報酬	※ 1		982,868		778,017
未収収益			188		—
その他			42,838		76,272
流動資産計			24,631,387		24,711,369
固定資産					
有形固定資産			812,781		790,471
建物	※ 2	578,104		563,553	
器具備品	※ 2	234,676		226,917	
無形固定資産			5,599		4,929
商標権		3,205		2,534	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			1,663,601		1,510,178
投資有価証券		645,029		705,848	
長期差入保証金		493,713		367,019	
長期前払費用		6,563		7,346	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		511,594		423,264	
固定資産計			2,481,982		2,305,579
資産合計			27,113,369		27,016,949

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			1,060,990		954,088
未払金			1,327,197		1,425,701
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		331,839		344,712	
未払運用委託料		982,867		1,068,239	
その他未払金		9,343		9,603	
未払費用			260,450		271,162
未払法人税等			2,638,545		1,627,180
未払消費税等			572,179		152,836
賞与引当金			390,393		441,655
流動負債計			6,249,758		4,872,626
固定負債					
退職給付引当金			284,250		321,281
役員退任慰労引当金			18,800		28,500
固定負債計			303,050		349,781
負債合計			6,552,808		5,222,407
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		366,600		366,600	
その他利益剰余金		18,665,225		19,844,054	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		10,127,103		11,305,932	
利益剰余金計			19,031,825		20,210,654
株主資本計			20,498,225		21,677,054
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			62,336		117,488
評価・換算差額等計			62,336		117,488
純資産合計			20,560,561		21,794,542
負債純資産合計			27,113,369		27,016,949

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			8,014,624		7,930,871
運用受託報酬			7,559,541		8,360,110
投資助言報酬			9,671,667		8,342,763
営業収益計	※1		25,245,832		24,633,744
営業費用					
支払手数料			1,267,282		1,347,902
広告宣伝費			32,905		86,891
調査費			1,227,550		1,394,550
調査費		1,180,041		1,340,904	
委託調査費		44,166		50,178	
函書費		3,343		3,467	
委託計算費			403,233		426,485
外部運用委託料			3,997,416		3,886,146
営業雑経費			177,368		202,297
通信費		59,900		63,931	
印刷費		65,113		73,495	
協会費		19,108		18,309	
諸会費		2,252		2,156	
その他営業雑経費		30,993		44,404	
営業費用計			7,105,757		7,344,273
一般管理費					
給料			2,680,109		2,854,618
役員報酬		104,475		104,382	
役員賞与		—		275	
給料・手当		1,803,065		1,861,664	
賞与		373,174		436,683	
賞与引当金繰入額		390,393		441,912	
役員退任慰労引当金繰入額		9,000		9,700	
福利厚生費			336,941		361,825
交際費			14,008		12,822
旅費交通費			60,965		87,097
租税公課			219,965		202,480
不動産賃借料			271,157		431,035
役員退任慰労金			700		—
退職給付費用			96,457		113,823
固定資産減価償却費			154,811		103,935
資産除去債務（履行差額）			128,053		—
業務委託費			771,484		677,733
諸経費			381,294		417,134
一般管理費計			5,115,950		5,262,506
営業利益			13,024,124		12,026,964

		前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
受取配当金		24,564	66,806
有価証券利息		1,358	433
受取利息		90	105
投資有価証券売却益		8,036	164
投資有価証券償還益		618	—
その他		92	1,572
営業外収益計		34,760	69,082
営業外費用			
支払利息	※1	373	—
投資有価証券償還損		2,105	—
その他		10,042	312
営業外費用計		12,521	312
經常利益		13,046,364	12,095,733
特別損失			
固定資産除却損	※2	25,679	737
有価証券評価損		—	17,814
特別損失計		25,679	18,551
税引前当期純利益		13,020,684	12,077,181
法人税、住民税及び事業税		4,114,491	3,612,954
法人税等調整額		△ 120,567	63,989
法人税等合計		3,993,923	3,676,944
当期純利益		9,026,760	8,400,237

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益金		
当期首残高	1,466,400	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675	17,043,075
当期変動額						
剰余金の配当				△ 5,571,611	△ 5,571,611	△ 5,571,611
利益準備金の積立		292,560		△ 292,560	—	—
当期純利益				9,026,760	9,026,760	9,026,760
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	292,560	—	3,162,589	3,455,149	3,455,149
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	71,798	71,798	17,114,873
当期変動額			
剰余金の配当			△ 5,571,611
利益準備金の積立			—
当期純利益			9,026,760
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 9,461	△ 9,461	△ 9,461
当期変動額合計	△ 9,461	△ 9,461	3,445,687
当期末残高	62,336	62,336	20,560,561

当事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225
当期変動額						
剰余金の配当				△7,221,408	△7,221,408	△7,221,408
利益準備金の積立						
当期純利益				8,400,237	8,400,237	8,400,237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	1,178,829	1,178,829	1,178,829
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当期変動額			
剰余金の配当			△7,221,408
利益準備金の積立			
当期純利益			8,400,237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,151	55,151	55,151
当期変動額合計	55,151	55,151	1,233,980
当期末残高	117,488	117,488	21,794,542

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 6～50年
器具備品 3～15年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権 10年

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)																								
<p>※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預金</td> <td style="text-align: right;">18,065,313千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,548,805千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">894,529千円</td> </tr> </table> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">239,244千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">148,081千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">387,326千円</td> </tr> </table>	預金	18,065,313千円	未収運用受託報酬	1,548,805千円	未収投資助言報酬	894,529千円	建物	239,244千円	器具備品	148,081千円	合計	387,326千円	<p>※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預金</td> <td style="text-align: right;">18,671,963千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,593,256千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">609,237千円</td> </tr> </table> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">18,579千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">204,430千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">223,009千円</td> </tr> </table>	預金	18,671,963千円	未収運用受託報酬	1,593,256千円	未収投資助言報酬	609,237千円	建物	18,579千円	器具備品	204,430千円	合計	223,009千円
預金	18,065,313千円																								
未収運用受託報酬	1,548,805千円																								
未収投資助言報酬	894,529千円																								
建物	239,244千円																								
器具備品	148,081千円																								
合計	387,326千円																								
預金	18,671,963千円																								
未収運用受託報酬	1,593,256千円																								
未収投資助言報酬	609,237千円																								
建物	18,579千円																								
器具備品	204,430千円																								
合計	223,009千円																								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)												
<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">15,413,517千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">186千円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">25,679千円</td> </tr> </table>	営業収益	15,413,517千円	支払利息	186千円	器具備品	25,679千円	<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">12,563,442千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">一千円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">737千円</td> </tr> </table>	営業収益	12,563,442千円	支払利息	一千円	器具備品	737千円
営業収益	15,413,517千円												
支払利息	186千円												
器具備品	25,679千円												
営業収益	12,563,442千円												
支払利息	一千円												
器具備品	737千円												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	29,328	—	—	29,328
A種優先株式(株)	1	—	—	1
B種優先株式(株)	1	—	—	1
合計(株)	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	利益剰余金	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	利益剰余金	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	—	—	29,328
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1
合計（株）	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	利益剰余金	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	利益剰余金	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

(リース取引関係)

前事業年度 2023年3月31日	当事業年度 2024年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	643,342	643,342	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2)	1,000,000	999,925	△75
資産計	1,643,342	1,643,267	△75

(*1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度 (2024年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	704,161	704,161	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—
資産計	704,161	704,161	—

(*1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	704,161	—	704,161
資産計	—	704,161	—	704,161

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,266,544	—	—	—
未収委託者報酬	1,872,978	—	—	—
未収運用受託報酬	2,021,600	—	—	—
未収投資助言報酬	982,868	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	—	—	105,317	55,660
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	—	—	—
合計	24,143,992	—	105,317	55,660

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,932,059	—	—	—
未収委託者報酬	1,872,842	—	—	—
未収運用受託報酬	2,465,487	—	—	—
未収投資助言報酬	778,017	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	—	—	140,214	—
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—	—
合計	24,048,407	—	140,214	—

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定
前事業年度（2023年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2023年3月31日）（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	1,000,000	999,925	△75
	小計	1,000,000	999,925	△75
合計		1,000,000	999,925	△75

当事業年度（2024年3月31日）
該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	524,473	410,805	113,668
	小計	524,473	410,805	113,668
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	118,869	142,690	△23,820
	小計	118,869	142,690	△23,820
合計		643,342	553,495	89,847

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2024年3月31日）（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	587,603	400,805	186,798
	小計	587,603	400,805	186,798
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	116,557	134,016	△17,458
	小計	116,557	134,016	△17,458
合計		704,161	534,821	169,339

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、投資有価証券について17,814千円減損処理を行っています。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	54,000	8,036	—
合計	54,000	8,036	—

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,164	164	—
合計	10,164	164	—

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	240,550	284,250
退職給付費用	45,110	50,391
退職給付の支払額	1,410	13,360
退職給付引当金の期末残高	284,250	321,281

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	284,250	321,281
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284,250	321,281
退職給付引当金	284,250	321,281
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284,250	321,281

(3) 退職給付費用（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	45,110	50,391

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額	ソフトウェア償却超過額
78,112	129,397
敷金償却否認	敷金償却否認
30,554	1,714
本社移転費用否認	本社移転費用否認
74,687	-
会員権評価損否認	会員権評価損否認
2,591	2,591
電話加入権評価損	電話加入権評価損
1,395	1,395
繰延資産償却超過額	繰延資産償却超過額
619	5,300
賞与引当金	賞与引当金
119,538	135,235
役員退任慰労引当金	役員退任慰労引当金
5,756	8,726
退職給付引当金	退職給付引当金
87,037	98,376
投資有価証券減損	投資有価証券減損
-	5,454
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
7,293	5,345
未払事業税	未払事業税
127,691	83,444
その他	その他
<u>11,122</u>	<u>3,479</u>
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
546,399	480,462
評価性引当額	評価性引当額
-	-
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
546,399	480,462
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
<u>△34,805</u>	<u>△57,197</u>
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
<u>△34,805</u>	<u>△57,197</u>
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
<u>511,594</u>	<u>423,264</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適 用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実 効税率の100分の5以下であるため注記を省略し ております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適 用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実 効税率の100分の5以下であるため注記を省略し ております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
23,537,958	1,707,874	25,245,832

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	16,103,493	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,486,311	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
21,763,842	2,869,902	24,633,744

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	13,144,143	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,259,461	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託 の購入・募 集・販売の取 扱、投資一任 契約等の締 結、投資助言 契約の締結 役員の兼任	運用受託報 酬の受取 (注1)	5,822,158	未収投資 一任報酬	1,548,805
							投資助言報 酬の受取 (注1)	9,591,359	未収投資 助言報酬	894,529

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託 の購入・募 集・販売の取 扱、投資一任 契約等の締 結、投資助言 契約の締結 役員の兼任	運用受託報 酬の受取 (注1)	4,374,116	未収投資 一任報酬	1,593,256
							投資助言報 酬の受取 (注1)	8,189,326	未収投資 助言報酬	609,237

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	345,775円28銭	347,655円80銭
1株当たり当期純利益金額	－銭	－銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	20,560,561	21,794,542
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	10,419,663	11,598,492
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(9,026,760)	(8,400,237)
(うちA種優先株式未分配配当額・B 種優先株式未分配配当額)	(1,392,902)	(3,198,255)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	10,140,897	10,196,049
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	29,328	29,328

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	9,026,760	8,400,237
普通株主に帰属しない金額 (千円)	9,026,760	8,400,237
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(9,026,760)	(8,400,237)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	－	－
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,328	29,328

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第32期中間会計期間 (2024年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		11,828,323
分別金信託		100,000
前払費用		442,503
未収委託者報酬		1,892,301
未収運用受託報酬		1,759,651
未収投資助言報酬		4,202,288
未収収益		6
その他		68,253
流動資産計		20,293,327
固定資産		
有形固定資産	※1	799,111
建物		560,992
器具備品		238,119
無形固定資産		4,594
投資その他の資産		1,466,378
投資有価証券		654,425
長期差入保証金		364,462
長期前払費用		5,800
会員権		6,700
繰延税金資産		434,990
固定資産計		2,270,084
資産合計		22,563,411

		第32期中間会計期間 (2024年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		209,666
未払金		351,646
未払運用委託料		994,866
未払費用		320,402
未払法人税等		1,513,231
未払消費税等		109,010
賞与引当金		432,012
流動負債計		3,930,836
固定負債		
退職給付引当金		304,564
役員退任慰労引当金		16,400
固定負債計		320,964
負債合計		4,251,800
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,466,400
利益剰余金		
利益準備金		366,600
その他利益剰余金		16,390,915
別途積立金		8,538,121
繰越利益剰余金		7,852,793
利益剰余金計		16,757,515
株主資本計		18,223,915
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		87,696
評価・換算差額等計		87,696
純資産合計		18,311,611
負債純資産合計		22,563,411

(2) 中間損益計算書

		第32期中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,698,910
運用受託報酬		3,965,809
投資助言報酬		3,266,410
その他営業収益		10
営業収益計		10,931,140
営業費用		
外部運用委託料		1,687,958
支払手数料		672,080
その他		1,148,474
営業費用計		3,508,514
一般管理費	※1	2,742,643
営業利益		4,679,982
営業外収益	※2	42,923
営業外費用	※3	6,159
経常利益		4,716,745
特別損失	※4	245
税引前中間純利益		4,716,500
法人税、住民税及び事業税		1,448,026
法人税等調整額		1,422
法人税等合計		1,449,448
中間純利益		3,267,051

(3) 中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054
当中間期変動額						
剰余金の配当				△ 6,720,190	△ 6,720,190	△ 6,720,190
中間純利益				3,267,051	3,267,051	3,267,051
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 3,453,139	△ 3,453,139	△ 3,453,139
当中間期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	7,852,793	16,757,515	18,223,915

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	117,488	117,488	21,794,542
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 6,720,190
中間純利益			3,267,051
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△ 29,791	△ 29,791	△ 29,791
当中間期変動額合計	△ 29,791	△ 29,791	△ 3,482,930
当中間期末残高	87,696	87,696	18,311,611

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第32期中間会計期間 (2024年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	287,040千円

(中間損益計算書関係)

第32期中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	66,287千円
無形固定資産	335千円
※2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	39,706千円
受取利息	1,173千円
※3 営業外費用の主要項目	
投資有価証券償還損	5,821千円
※4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	245千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第32期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式 (株)	29,328	—	—	29,328
A種優先株式 (株)	1	—	—	1
B種優先株式 (株)	1	—	—	1
合計 (株)	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2024年9月30日)

(単位: 千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	652,738	652,738	—
資産計	652,738	652,738	—

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	652,738	—	652,738
資産計	—	652,738	—	652,738

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

2. その他有価証券

当中間会計期間 (2024年9月30日)

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	587,042	449,378	137,663
	小計	587,042	449,378	137,663
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	65,696	76,960	△11,264
	小計	65,696	76,960	△11,264
合計		652,738	526,338	126,399

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

なお、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

第32期中間会計期間（2024年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用として計上しております。

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
9,269,528	1,661,611	10,931,140

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	5,118,800	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	1,231,779	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	929,976	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期中間会計期間 (2024年9月30日)
1 株当たり純資産額	346,639円98銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	18,311,611
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	8,145,353
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(3,267,051)
(うちA種優先株式未分配配当額・B種優先株式未分配配当額) (千円)	(4,878,302)
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	10,166,257
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 (株)	29,328

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
1 株当たり中間純利益金額	一銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	3,267,051
普通株主に帰属しない金額 (千円)	3,267,051
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(3,267,051)
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,328

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は「金融商品取引法」の定めるところにより利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

J A T O P I Xオープン

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、配当込み TOPIX の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、原則として配当込み TOPIX に採用されている銘柄の中から、300 銘柄以上に分散投資を行います。
- ② 株式の組入比率は、高位を保ちますが、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- ③ 配当込み TOPIX に連動する投資成果を目指すため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超える場合があります。
- ④ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸し付けを行うことができるものとします。この場合の貸付先は、次の第 1 号から第 3 号までの条件のうち、いずれかを満たすものとします。
 1. ムーディーズの長期格付で A3 またはスタンダード・アンド・プアーズの長期格付で A- 以上の格付を取得している場合
 2. 第 1 号の条件を満たさない場合で、かつ、当該貸付先の親会社または持株会社が第 1 号の格付を取得している場合
 3. 第 1 号または第 2 号に準ずると委託者が判断した場合なお、当該貸付先が上記第 1 号から第 3 号までの条件のいずれも満たさなくなった場合（上記第 1 号に規定された格付会社が貸付先またはその親会社もしくは持株会社について格下げを検討している、または検討する予定である旨を発表し、かつ、格下げが実施された場合に当該格付が上記第 1 号の条件を満たさなくなることが確実である場合を含みます。）には、当該貸付先に対する新規貸付を中止し、貸付株式がある場合にはこれの返還請求を速やかに行うものとします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避

するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ （削除）
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- ⑥ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
J A T O P I Xオープン約款

(委託者および受託者)

第1条 この信託は、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、農中信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金5,044,270,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第2条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第7項、第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については5,044,270,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、
- ③ (削除)

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ (削除)

(信託日時異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、

当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 9 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の取得単位および価額)

第 10 条 委託者は、第 5 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 万円以上 1 円単位をもって取得の申し込みに応じることができます。ただし、第 41 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得に限り、1 口の整数倍をもって当該取得の申し込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 5 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとし、ただし、別に定める J A T O P I X オープン累積投資規定(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって応じることができるものとし、
- ③ 前 2 項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第 1 項および第 2 項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第 5 項に規

定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1万口につき1万円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めることとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第41条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第11条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第12条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第13条 （削除）

（記名式の受益証券の再交付）

第14条 （削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第 15 条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第 16 条 (削除)

(運用の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 株主割当により取得する新株予約権証券または新株予約権付社債券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
7. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第 1 号から第 5 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 20 条 (削除)

(信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（第 5 号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 22 条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第 3 条に

定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸し付けの指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、銘柄毎の貸株残高株数が、信託財産で保有する当該銘柄の総株数（貸株残高株数を含みます。）の 80%を超えない範囲内で貸し付けの指図をすることができます。なお、貸付先は、別に定める運用の基本方針に鑑み、委託者が適格と認めるものに限るものとします。

- ② 前項に定める限度を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに超過株数に相当する貸付株式の返還請求を行うものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に定める株式の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。この場合の担保は現金または国債証券に限るものとします。なお、委託者は、受け入れた担保が現金の場合は、第 17 条第 2 項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(保管業務の委任)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 27 条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記ま

たは登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借り入れ）

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却などによる受け取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% 以下
- ③ 前項の借入期間は、有価証券などの売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立て替え）

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成10年6月25日から平成11年5月25日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ (削除)

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用は第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中より支弁します。

- ③ 前項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用の計算は、平成12年5月26日より開始する計算期間より適用するものとし、当該計算期間の末日より当該費用を信託財産中より支弁するものとします。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、次の1号の額に、2号の額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の55の率を乗じて得た額。
2. 第24条第1項の規定に基づく信託財産に属する株式の貸し付けにかかる品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の45以内の率を乗じて得た額。但し、株式の貸し付けにあたって、担保とした現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付先に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数の場合は零とします。）に100分の45以内の率を乗じて得た額。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 38 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 39 条（削除）

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第 39 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 40 条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 41 条第 1 項および第 4 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金（第 43 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）については第 41 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 41 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 42 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証

券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に10,000分の30の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑩ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第7項の信託契約の解約をしません。
- ⑪ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑫ 第9項から第11項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない

事情が生じている場合であって、第 9 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 43 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 44 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から第 5 項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 45 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 49 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い)

第 46 条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 49 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続しま

す。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第 47 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ (削除)

(受託者の辞任および解任に伴う取り扱い)

第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 49 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 49 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 49 条の 2 第 43 条に規定する信託契約の解約、第 44 条に規定する信託契約の解約または第 49 条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 43 条第 9 項、第 44 条第 3 項または第 49 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、委託

者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ② 前項の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(信託期間の延長)

第 50 条 (削除)

(公告)

第 51 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 51 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 41 条第 7 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 8 条、第 9 条、第 11 条から第 16 条まで、第 39 条の 2 の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 10 年 6 月 25 日（信託契約締結日）

